

畜産振興事業補助実施細則

(令和8年度)

地 方 競 馬 全 国 協 会

令和8年度 畜産振興事業補助実施細則

令和8年度における地方競馬全国協会 畜産振興補助の実施にあたっては、地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱(以下「要綱」という。)の規定によるほか、この細則によるものとする。

1 協会が特に必要と認めたものに要する経費

要綱第2条第4項各号の規定による協会が特に必要と認めたものは以下のとおりとする。

- (1) 要綱第2条第4項第1号括弧書「協会が特に必要と認めたものに要する経費」は、Ⅱ畜産経営技術指導事業(1)地域畜産支援指導等体制強化(都道府県の支援を受けて行うものに限る)、Ⅲ畜産経営合理化事業 6 家畜衛生推進 馬飼養衛生管理特別対策に要する経費とする。
- (2) 要綱第2条第4項第2号括弧書「協会が特に必要と認めたものに要する経費」は、地方競馬全国協会(以下「協会」という。)と事業実施主体候補者間の協議により当該事業に係るものとしてその妥当性及び必要性が認められた事務所借料及び共益費をいう。
- (3) 要綱第2条第4項第3号及び第4号括弧書「協会が特に必要と認めたものに要する経費」は、地方競馬全国協会重種種馬機械・施設等整備事業実施要領において補助対象となる「建物又は構築物の増・移・改築、模様替、併設、合体又は更新に係る経費」及び「物品の更新又は古品の購入に要する経費」をいう。
- (4) 要綱第2条第4項第5号括弧書「協会が特に必要と認めたものに要する経費」は、事業実施主体候補者又は事業実施主体においてタクシー及びレンタカーの利用に関する規程等が整備されており、当該事業の実施にあたって、他に交通手段がない等、その妥当性及び必要性が認められたタクシー及びレンタカー料金をいう。
- (5) 要綱第2条第4項第1号、第3号及び第4号の経費については、本項第1号及び第3号に掲げるもののほか、協会と事業実施主体候補者又は事業実施主体間の協議により、補助事業の目的達成に有効と認められる場合に限り「協会が特に必要と認めたものに要する経費」とすることができる。

2 補助金の額

要綱第3条の規定により算出した補助金の額に一円未満の端数が生じた場合は、それを切捨てた額とする。なお、補助金の額の算出にあたっては、別表1「畜産振興事業標準単価表」を参考とすること。

3 選定申請書の提出期日

要綱第5条第1項の補助事業の選定申請書の提出期日は、以下の通知文書に記載のとおりとする。

- (1) 公募による補助事業にあては、別に定める当該年度の地方競馬全国協会畜産振興補助事業公募要領7の(5)による審査の結果(採択)の通知文書
- (2) 複数年度にわたり補助事業の事業実施主体候補者が決定している補助事業にあては、当該事業に係る選定申請書の提出期日を明記した通知文書

4 選定申請書および完了報告書に添付する書類等

- (1) 要綱第5条第1項の補助事業の選定申請書および要綱第13条第1項の完了報告書の提出においては、別表2「添付書類等」に掲げる書類を添付するものとする。
- (2) 協会は前項に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。
- (3) 補助事業の実施にあたっては、別表2「添付書類等」の「帳簿等保管書類」に掲げる書類を保管するものとする。

5 変更承認申請

要綱第8条第1項第2号エの規定による協会が細則に定める変更承認を要する場合は以下のとおりとする。

- ア 補助事業参加者の変更
- イ 機械施設等の変更
- ウ 導入する物品等について、購入からリース契約に又はリース契約から購入に変更しようとする場合
- エ その他、事業の実施上重要な変更であって、協会が特に必要と認める場合

6 加算金及び延滞金の額の計算

要綱第18条に規定される加算金及び延滞金の納付は、要綱の定めによるほか、次により計算するものとする。

ア 加算金の計算

(ア) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における要綱第18条第1項の規定の適用については、返還をしなければならない額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還をしなければならない額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還をしなければならない額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

(イ) 要綱第18条第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、事業実施主体の納付した金額が返還をしなければならない補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還をしなければならない補助金の額に充てられたものとする。

イ 延滞金の計算

要綱第18条第2項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還をしなければならない補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

ウ ア及びイの規定による加算金及び延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

7 財産処分に伴う事務取扱い

要綱第19条第4項の規定による協会が細則に定める取扱は別表3「財産処分に伴う事務取扱について」のとおりとする。

8 指定財産の処分

- (1) 要綱第 19 条第1項ただし書の規定による協会が細則に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)別表第1から別表第6までに定められたそれぞれの耐用年数とする。
- (2) 家畜導入事業により取得した家畜を廃用する場合、原則として代替家畜を補填するものについて承認するものとする。

9 指定財産の滅失

- (1) 要綱第 20 条第2項ただし書の規定による協会が細則に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)別表第1から別表第6までに定められたそれぞれの耐用年数とする。
- (2) 家畜導入事業により取得した家畜の滅失は、やむを得ない事由により獣医師による生命予後不良診断を受け、安楽殺処分をした場合を含むものとする。

10 その他の留意事項

要綱及び細則に定めるもののほか、補助事業の実施にあたり留意すべき事項は別紙1から4に定めるものとする。

11 要綱別表において細則に定めるとした事項

要綱別表で細則に定めることとした事項の取扱いについては、次のとおりとする。

ア I 馬の改良増殖推進事業の(2)重種種馬の導入のイの「細則に定める登録」は次のとおりとする。

- (ア) 国内購買にあっては、公益社団法人 日本馬事協会の登録
- (イ) 外国購買(外国産馬の導入を含む。)にあっては、輸出国の登録団体の登録

イ I 馬の改良増殖推進事業の(2)重種種馬の導入のウの細則に定める「導入する種馬のその他の要件」は、次のとおりとする。

- (ア) 導入する種馬の年齢は、国内購買にあっては購買時1歳以上 10 歳以下、外国購買にあっては購買時2歳以上6歳以下であること。
- (イ) 導入する種馬は、外国購買にあってはペルシュロン種、ブルトン種又はベルジアン種であること。

ウ I 馬の改良増殖推進事業の(3)重種種雌馬の改良増殖推進①奨励金交付事業のエの「奨励金の交付対象となる重種種雌馬」の細則に定めるその他の要件は、次のとおりとする。

- (ア) 奨励金交付対象馬を導入又は自家保留した年から起算して3か年以内に廃用するときは、廃用する理由及び事後の対応を記載した書類(細則様式第1号 奨励金対象馬の廃用処分承認申請書)を協会に提出するとともに、原則として奨励金交付対象馬と同条件の代替馬を導入すること。
- (イ) 前記(ア)の同条件の代替馬とは、奨励金交付対象馬の廃用時と代替馬導入時の品種

及び馬齢が、原則として同一であることをいう。

(ウ) 奨励金交付対象馬が導入又は自家保留した年から起算して3か年以内に天災地変その他やむを得ない事由(やむを得ない事由により獣医師による生命予後不良診断を受け、安楽殺処分をした場合を含む)により滅失したときは、滅失した理由を記載した書類(細則様式第2号 奨励金対象馬の滅失報告書)を協会に提出すること。

エ I 馬の改良増殖推進事業の(3)重種種雌馬の改良増殖推進②導入貸付事業のエの細則に定める「導入費の対象となる重種種雌馬のその他の要件」は次のとおりとする。

(ア) 導入した貸付馬を貸付契約期間内に廃用するときは、廃用する理由及び事後の対応を記載した書類(要綱様式第 14 号 財産処分承認申請書)を協会に提出するとともに、原則として導入貸付対象馬と同条件の代替馬を導入すること。

(イ) 前記(ア)の同条件の代替馬とは、導入貸付対象馬の廃用時と代替馬導入時の品種及び馬齢が、原則として同一であることをいう。

(ウ) 導入した貸付馬が貸付契約期間内に天災地変その他やむを得ない事由(やむを得ない事由により獣医師による生命予後不良診断を受け、安楽殺処分をした場合を含む)により滅失したときは、滅失した理由を記載した書類(要綱様式第 15 号 滅失報告書)を協会に提出すること。

オ I 馬の改良増殖推進事業の(4)重種馬の繁殖奨励の①優良種雄馬繁殖奨励[種付奨励]の「細則に定める要件」は、次のとおりとする。

(ア) 公益社団法人 日本馬事協会の登録規程(以下「登録規程」という。)に基づく繁殖登録を受けている輓系馬であること。

(イ) 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けていること。

(ウ) 年間(当該年度の4月1日を含む1月1日から 12 月 31 日までをいう。)の輓系馬又は日本輓交種への種付頭数が、純粋種にあっては1頭以上、純粋種以外にあっては北海道8頭以上、その他の県4頭以上であること。

カ I 馬の改良増殖推進事業の(4)重種馬の繁殖奨励の②子馬生産奨励[生産奨励]の「細則に定める要件」は、次のとおりとする。

当該年度の4月1日を含む1月1日から 12 月 31 日までに生まれ、登録規程に基づく血統登録(補助血統登録を含む。)を受けた輓系馬であること。(血統登録前に死亡した子馬は補助の対象としない。)

キ I 馬の改良増殖推進事業の(4)重種馬の繁殖奨励の③改良促進奨励[優良種雄馬改良促進奨励]の「細則に定める要件」は、次のとおりとする。

帯広市が行う地方競馬能力検査の合格馬(複数回合格馬にあっては初回合格時のみ対象)の父馬であること。

ク I 馬の改良増殖推進事業の(4)重種馬の繁殖奨励の③改良促進奨励[優良種雌馬改良促進奨励]の「細則に定める要件」は、次のとおりとする。

帯広市が行う地方競馬能力検査の合格馬(複数回合格馬にあっては初回合格時のみ対象)の母馬であること。

ヶ I 馬の改良増殖推進事業の(4)重種馬の繁殖奨励の④生産技術指導のイの「細則に定める要件」は、次のとおりとする。

(ア) 指導奨励金の交付対象団体は、重種馬の生産振興を図るために組織された団体、農業協同組合、農業協同組合連合会及び協会が特に認めた団体とする。

(イ) 指導奨励金交付対象事業は、次のとおりとする。

① 重種馬を飼養する者(以下「飼養者」という。)を指導する獣医師及び馬の人工授精師(以下「技術者」という。)を対象とする技術者講習会を開催する事業

② 飼養者を対象とする飼養者講習会を開催する事業

③ 飼養者の担い手等を対象に、その育成のための研修会を開催する事業

④ 飼養者を対象に技術者が巡回して生産技術の指導を行う事業

(ウ) 指導奨励金は、原則として指導地区ごとに交付するものとし、北海道にあっては振興局単位、都府県にあっては都府県単位を1指導地区とする。ただし、協会が特に認めた都府県については、この限りでない。

ニ II 畜産経営技術指導事業の(1)地域畜産支援指導等体制強化の「細則に定める要件」は、次のとおりとする。

(ア) アの事業においては、畜産経営の支援体制が整備されていること。

(イ) イの事業においては、地域畜産の活性化、安全かつ安定的な食の提供に資するための推進体制が整備されていること。

(ウ) ウの事業においては、馬事普及啓発の推進体制が整備されていること。

サ I 馬の改良増殖推進事業(5)その他、II畜産経営技術指導事業(2)その他、III畜産経営合理化事業、IV家畜畜産物等流通合理化事業及びVその他畜産振興事業における、「補助事業の要件」、「事業実施主体」、「補助の対象」、「補助率等」及び「補助事業の実施期間」における細則に定める事項については、別表4「要綱別表に掲げる「その他」事業等特に必要と認められる事業の要件設定」の通りとする。

12 補助率等欄の定額

要綱別表の補助率等に規定する以下の事業における「定額(細則に定める額)」は、次に掲げるとおりとする。

補助事業名	区分	定額
I 馬の改良増殖推進事業		
(3) 重種種雌馬の改良増殖推進		
① 奨励金交付事業		
種雌馬奨励費 純粹種		1頭当たり 360,000 円以内
純粹種以外		1頭当たり 340,000 円以内
ばんえい競馬出走馬		1頭当たり 460,000 円以内
重種馬生産頭数の増加を図るため重種種雌馬を増頭した飼養者(新たに飼養を開始した者を含む)に対しては、増頭数1頭当たり 100,000 円以内を上記奨励費に加算して交付することができる。		
重種馬生産者支援体制強化費		500,000 円以内
ただし、事業実施主体が自ら導入又は自家保留した種雌馬のみが種雌馬奨励費の対象となっている場合は、重種馬生産者支援体制強化費については補助対象外とする。		
② 導入貸付事業		
種雌馬導入費 純粹種		1頭当たり 360,000 円以内
純粹種以外		1頭当たり 340,000 円以内
ばんえい競馬出走馬		1頭当たり 460,000 円以内
重種馬生産者支援体制強化費		500,000 円以内
ただし、当該補助事業年度に事業実施主体に種雌馬を販売した飼養者に対して、販売された種雌馬と同一の種雌馬を貸し付ける場合は、補助対象外とする。		

補助 事業 名	区分	定額
	(4) 重種馬の繁殖奨励	
	① 優良種雄馬繁殖奨励 〔種付奨励〕	
	種付奨励費 純粋種 1頭当たり 105,000 円以内	
	純粋種以外 1頭当たり 85,000 円以内	
	重種馬生産者支援体制強化費 事業実施 200,000 円以内 主体及び 協力 1 団 体当たり	
	ただし、事業実施主体及び協力農協等が自ら管理する種雄馬のみが種付奨励費の対象となっている場合は、重種馬生産者支援体制強化費については補助対象外とする。	
	② 子馬生産奨励 〔生産奨励〕	
	生産奨励費 1頭当たり 54,000 円以内	
	重種馬生産者支援体制強化費 事業実施 200,000 円以内 主体及び 協力 1 団 体当たり	
	ただし、事業実施主体及び協力農協等が自ら生産した馬のみが生産奨励費の対象となっている場合は、重種馬生産者支援体制強化費については補助対象外とする。	
	③ 改良促進奨励 〔優良種雄馬改良促進奨励〕	
	優良種雄馬改良促進奨励費 合格馬 55,000 円以内 1頭当たり	

補助 事業 名	区分	定額
	重種馬生産者支援体制強化費	事業実施 200,000 円以内 主体及び 協力 1 団 体当たり
		ただし、事業実施主体及び協力農協等が自ら管理していた馬のみが優良種雄馬改良促進奨励費の対象となっている場合は、重種馬生産者支援体制強化費については補助対象外とする。
	③ 改良促進奨励 〔優良種雌馬改良促進奨励〕 優良種雌馬改良促進奨励費	北海道産 合格馬 220,000 円以内 1頭当たり
		東北産 合格馬 270,000 円以内 1頭当たり
		中・四国産 合格馬 370,000 円以内 1頭当たり
		九州・沖縄 産 合格馬 420,000 円以内 1頭当たり
		上記以外 合格馬 320,000 円以内 1頭当たり
	重種馬生産者支援体制強化 費	事業実施 200,000 円以内 主体及び 協力 1 団 体当たり
		ただし、事業実施主体及び協力農協等が自ら管理していた馬のみが優良種雌馬改良促進奨励費の対象となっている場合は、重種馬生産者支援体制強化費については補助対象外とする。

細則様式第1号

○○年度畜産振興事業に係る奨励金対象馬の廃用処分承認申請書

○○年○○月○○日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○地全協畜補第○○号をもって確定(交付の決定)通知のありました補助事業により奨励金の対象となった種雌馬について、下記のとおり処分をしたいので、承認されたく畜産振興事業補助実施細則 11 のウの(ア)の規定により申請します。

記

1 補助事業名 I 重種馬の改良増殖推進 (3) 重種種雌馬の改良増殖推進
①奨励金交付事業

2 補助事業に要した(する)経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要した(する) 経費	補 助 金			自己 資金	借入金	寄付 その他	借入金の 担保状況	消費税等 の取扱い	備考
		協会	()							
	円	円	円	円	円	円	円			
計										

3 廃用処分する種雌馬名

4 廃用処分する理由

5 処分後の補助事業に関連する事業の実施計画

6 添付書類

獣医師の診断書の写し及び補填する代替家畜を導入したことが明らかとなる書類

細則様式第2号

○○年度畜産振興事業に係る奨励金対象馬の滅失報告書

○○年○○月○○日

地方競馬全国協会 理事長 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

○○年○○月○○日付け○○地全協畜補第○○号をもって確定(交付の決定)通知のありました補助事業により奨励金の対象となった種雌馬について、下記のとおり滅失したので、畜産振興事業補助実施細則 11 のウの(ウ)の規定により報告します。

記

1 補助事業名 I 重種馬の改良増殖推進 (3) 重種種雌馬の改良増殖推進
①奨励金交付事業

2 補助事業に要した(する)経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要した(する)経費	補 助 金			自己資金	借入金	寄付その他	借入金の担保状況	消費税等の取扱い	備考
		協会	()							
	円	円	円	円	円	円	円			
計										

3 滅失した種雌馬名

4 滅失した理由

5 滅失後の補助事業に関連する事業の実施計画

6 添付書類

獣医師が作成した検案書の写し

別紙1

畜産振興事業に係る補助金の使用上の留意点

会議費	使用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業に係る会議の経費であること。
	留意点	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象は会議中の飲み物(茶等)とする。
会場借上料	使用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業に係る会議室借料(放送設備及び冷暖房費等含む。)であること。
	留意点	<ul style="list-style-type: none"> 過大とならない看板代等会場費用の一部と認められるものは、補助対象とする。
旅費 (講師旅費) (委員旅費) (調査員旅費) (職員旅費) (引率者旅費) (発表者旅費)	使用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、事業実施主体の旅費規程により支給されるものであること。 補助事業に係る会議、調査、指導等に要するものであること。
	留意点	<ul style="list-style-type: none"> 依頼出張により、相手側の旅費規程により旅費を支給する場合は、旅費の算出根拠を明確にすること。 講師及び委員旅費の支給は、講師及び委員として委嘱した者に限る。 事業実施主体の役員及び職員(嘱託含む。以下「役職員等」という。)に係る旅費は補助事業に係るものに限定すること。 当該団体及び関連団体の総会への出席は補助対象外とする。 協会への申請手続き等に要する旅費は補助対象外とする。 補助事業に係る出張と連続して他の業務に係る出張がある場合は、それぞれの業務に旅費を区分すること。なお、他の業務に係る旅費については、補助対象外とする。
	補助対象外の例	<ul style="list-style-type: none"> グリーン料金等(陸路における特別車両料金、海路における特別船室料金、空路におけるファーストクラス、ビジネスクラス、プレミアムエコノミー料金) 原則として、タクシー及びレンタカー料金 <p style="text-align: center;">〔ただし、事業実施主体においてタクシー及びレンタカーの利用に係る規程が整備されており、他に交通手段がない等、その妥当性及び必要性が認められたものを除く〕</p>
講師謝金 委員謝金 農家謝金 (調査協力)	使用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業に係る講師、委員、調査員、農家研修に係る農家に対する謝金であること。
	留意点	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体の役職員等への謝金は補助対象外とする。 国家公務員及び地方公務員(教育・研究公務員を除く。)への謝金は補助対象外とする。
資料作成費	使用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業に係る会議、委員会等で使用する資料であること。
	留意点	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体の複写機等で作成する場合は、その費用の積算を明確にすること。 下記「印刷費」以外の印刷物、例えば調査票等の印刷費は当該費目で対応すること。
印刷費	使用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業に係るテキスト、パンフレット、報告書及び指導書とする。 なお、情報誌等定期刊行物については、事業推進のため特に必要なものに限る。
	留意点	<ul style="list-style-type: none"> 選定申請書の作成にあたっては、テキスト印刷費、報告書印刷費と表示すること。 なお、テキスト作成費とする場合は、印刷費と原稿料とに区分して表示すること。
原稿料	使用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業に係るテキスト、報告書、情報誌等の原稿に係るものであること。
	留意点	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体の役職員等への原稿料は、補助対象外とする。 選定申請書の作成にあたっては、テキスト原稿料、報告書原稿料と表示すること。
翻訳料	使用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業に係る外国文献の翻訳料であること。
	留意点	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体の役職員等への翻訳料は補助対象外とする。
資料収集費	使用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業に係る文献等の収集費であること。
	留意点	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業を推進するために必要な文献に限る。新聞及び定期刊行物等は補助対象外とする。
賃貸料	使用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> OA機器類等
	留意点	<ul style="list-style-type: none"> 按分により費用を算出したものについては、算出根拠を明示できること。

通信運搬費	使用の範囲	・補助事業に係る郵便料金、電話料金、送料、送金手数料等とする。									
	留意点	・支出にあたっては、概ね交付決定した通信運搬費の額の範囲内であること。 ・按分により費用を算出したものについては、算出根拠を明示できること。									
消耗品費	使用の範囲	・補助事業に係る一般的な事務用品(用紙、電池、鉛筆、ボールペン等)とする。									
	留意点	・支出にあたっては、概ね交付決定した消耗品費の額の範囲内であること。 ・按分により費用を算出したものについては、算出根拠を明示できること。									
	補助対象外の例	・備品に類するもの									
技術料	使用の範囲	・当該事業の業務を行う事業実施主体の役職員等(ただし、非常勤の役員は除く。)とし、補助の対象は本俸、諸手当(退職手当は除く。)、社会保険料とする。									
	留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・退職給付引当金に充当しないこと。 ・選定申請書の関係について 技術料の算出単価は、原則個人ごとの 1 日あたり単価(注 1)の<u>一円未満の端数を切捨てた単価</u>(以下「予定単価」という。)とする。技術料は、予定単価に当該補助事業の従事予定期数を乗じて得た額とする。 (注 1) 当該補助事業年度(4 月から 3 月)における本俸、賞与、諸手当(退職手当を除く。)及び社会保険料の事業主負担分を含めた予定総額を当該補助事業年度の労働予定期数で除して得た額をいう。 									
		<p style="text-align: right;">【例:選定申請書】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1 日当たり単価</td> <td>17,155 円</td> </tr> <tr> <td>予定単価</td> <td>17,155 円</td> </tr> <tr> <td>当該補助事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事予定期数</td> <td>100 日</td> </tr> <tr> <td>補助金の額</td> <td>1,715,500 円 (17,155 円×100 日)</td> </tr> </table>	1 日当たり単価	17,155 円	予定単価	17,155 円	当該補助事業		従事予定期数	100 日	補助金の額
1 日当たり単価	17,155 円										
予定単価	17,155 円										
当該補助事業											
従事予定期数	100 日										
補助金の額	1,715,500 円 (17,155 円×100 日)										
	<ul style="list-style-type: none"> ・完了報告書の関係について 技術料の算出単価は、原則個人ごとの 1 日あたり単価(注 2)の<u>一円未満の端数を切捨てた単価</u>(以下「実行単価」という。)とする。技術料は、実行単価に当該補助事業の従事日数を乗じて得た額とする。 (注 2) 当該補助事業年度(4 月から 3 月)における本俸、賞与、諸手当(退職手当を除く。)及び社会保険料の事業主負担分を含めた実総額を当該補助事業年度の労働日数で除して得た額をいう。 										
	<p style="text-align: right;">【例:完了報告書】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1 日当たり単価</td> <td>17,809 円</td> </tr> <tr> <td>実行単価</td> <td>17,809 円</td> </tr> <tr> <td>当該補助事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事実績日数</td> <td>90 日</td> </tr> <tr> <td>補助金の額</td> <td>1,602,810 円 (17,809 円×90 日)</td> </tr> </table>	1 日当たり単価	17,809 円	実行単価	17,809 円	当該補助事業		従事実績日数	90 日	補助金の額	1,602,810 円 (17,809 円×90 日)
1 日当たり単価	17,809 円										
実行単価	17,809 円										
当該補助事業											
従事実績日数	90 日										
補助金の額	1,602,810 円 (17,809 円×90 日)										
アルバイト賃金	補助対象外の例	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤の役員等の技術料 ・退職手当 ・退職給付引当金 									
	使用の範囲	・補助事業に係るアルバイトに対する賃金、社会保険料、諸手当(退職手当は除く。)であること。									
	留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体のアルバイトに対する賃金については、補助事業以外の業務と明確な区分ができていること。 ・按分により費用を算出したものについては、算出根拠を明示できること。 									
	補助対象外の例	・退職手当									

別紙2

畜産振興事業を第三者に委託して事業を実施する場合の留意事項

- 1 事業実施主体自らが事業を実施するよりも委託して事業を実施した方が事業効果が高いと判断されること。
- 2 選定申請書に事業の一部を委託する旨を明記すること。
- 3 委託事業の範囲
 - (1) 補助事業を実施するにあたり、専門的な知識・技術を必要とする事業
 - (2) 事業の円滑な実施のため、協会が特に必要と認めた事業
- 4 委託事業を行う場合の基本原則
 - (1) 事業実施主体(以下「委託者」という。)は、必要に応じ委託に係る諸規程の整備を図ることとし、それに基づき委託実施計画を策定し、委託先(以下「受託者」という。)と委託契約を締結し事業を行うこと。
 - (2) 委託者は、事業実施上の指示権を有すること。
 - (3) 委託者は、補助金の受入れ及び委託費用の支出等の経理を自ら行うこと。
 - (4) 委託者は、補助金交付条件の履行義務を負うこと。
 - (5) 委託者は、受託者に対し他の事業と区分の上、委託費を管理できるよう経理させること。
- 5 委託契約書に記載すべき事項
 - (1) 委託者の基本的な業務指示権
 - (2) 事業名及び実施期間
 - (3) 事業の実施方法(委託実施計画に基づいていること。)
 - (4) 委託費の額及び支払方法(概算又は精算の別等)
 - (5) 実績の報告義務(経費の支出実績を含む。)
 - (6) 計画変更等があった場合の取扱い
 - (7) 帳簿等の保管義務
 - (8) 委託事業の中で購入した資産の取扱い(委託者の資産として取り扱うこと。)
 - (9) その他特に必要な事項
- 6 添付書類

全事業に共通する添付書類のほか、次の書類を添付すること。

 - (1) 選定申請書の添付書類

委託事業の内容が明らかとなる書類(委託要領、委託事業の実施計画書、委託費の積算根拠、委託先一覧等)
 - (2) 完了報告書の添付書類

事業の一部を委託して実施した場合にあっては、委託事業の実施状況が明らかとなる書類
(委託事業に要した金額がわかるもの(領収書等)の写し、委託事業の実績報告書の写し、委託先一覧、委託事業に係る成果物等)

[原則として成果物の作成者名は委託者名(受託者名併記可)とし、「地方競馬全国協会畜産振興事業」である旨を明示すること。]

7 帳簿等保管書類

全事業に共通する帳簿等保管書類のほか、次の書類を保管すること。

- (1) 委託事業関係往復文書
- (2) 受託者側の支出を証する書類(領収書等)の写し
- (3) 受託者の定款、役員名簿、事業報告書、決算報告書及び收支予算書等、又は左記に相当する書類

8 上記に掲げる以外の事項については、協会が別に定めるものとする。

別紙3

畜産振興事業における間接補助事業の実施上の留意事項

- 1 地方競馬全国協会畜産振興事業において間接補助事業を実施する場合にあっては、地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱に準じ、事業実施主体において間接補助事業に関する要件・手続き等を規定した実施要領を整備すること。
- 2 畜産振興事業の一部を間接補助事業として実施する場合にあっては、選定申請書にその旨を明記するとともに、選定申請書及び完了報告書に別表2の添付書類等に記載の書類を添付し提出すること。
- 3 当該補助事業年度内に当該実施要領の内容を変更する場合には、速やかに協会と協議すること。

別紙4

畜産振興事業における奨励金交付事業等の実施上の留意事項

- 1 奨励金交付事業は、事業実施主体が奨励金の交付を行っていることに対し、その経費の一部を補助する事業である。

したがって、奨励金の交付は当該年度内に、補助金の入金の有無にかかわらず、奨励金の交付は当然行われていなければならないものと考えられるが、諸事情を考慮の上、補助金が交付されてから奨励金を支出(経理上の支出行為は年度内に処理すること。例 未払金処理)してもやむを得ないものとしている。

- 2 協会補助金を仮受金(仮受補助金としている場合を含む。)とし、奨励金等については仮払金(仮払い奨励金等としている場合も含む。)で処理している場合が見受けられるが、仮受、仮払処理では、単なる事業実施主体の経理上において補助金を経由しただけのものであり、奨励金交付事業等を実施主体として実施しているとは認めがたい不適当な経理にあたると考えられる。
- 3 このような場合は、決算修正を求め、応じない場合は補助金の返還を考慮することがある。

別表1

畜産振興事業標準単価表

(消費税相当額を含む。)

		全 国	沖 縄	ブ ロ ッ ク	県 内	備 考	
旅 費	1 泊 2 日	42,060 円	103,220 円	21,630 円	13,600 円		
	2 泊 3 日	52,960 円	114,120 円	32,530 円	24,500 円		
	3 泊 4 日	63,860 円	125,020 円	43,430 円	35,400 円		
	4 泊 5 日	74,760 円	135,920 円	54,330 円	46,300 円		
		県内日帰旅費				1,380 円	
	日帰り、宿泊を区分しないもの(平均)				3,780 円		
講師謝金	時間が単位と なっているもの	大学教授級 大学准教授級	1 時間につき 1 時間につき		7,900 円 6,100 円		
		ただし、特に必要と認める場合は別途算定する。					
諸謝金	本省課長級		1 人 1 日あたり		10,300 円		
	本省課長補佐級		1 人 1 日あたり		7,900 円		
	本省係長級		1 人 1 日あたり		5,600 円		
	ただし、特に必要と認める場合は別途算定する。						
	本省の国家公務員は、謝金の対象外としているが、謝金単価をクラス分けするため、このような例示になっているものである。						
	農家研修等の場合の農家謝金		一律		11,700 円		
印刷費	実態に応じた単価とする。						
資料作成費	実態に応じた単価とする。						
消耗品費	原則として査定事業費の 1%以内とし、事業に応じた消耗品費の額とする。						
通信運搬費	原則として査定事業費の 1%以内とし、事業に応じた通信運搬費の額とする。						
会場借上料	実態に応じた単価とする。						
家畜借上料	実態に応じた単価とする。						
会議費		1 人あたり		154 円			
アルバイト 賃 金	通勤手当を除く ただし、補助事業実施上特に必要と認めたものに限る。		1 日 1 人あたり		12,300 円		
原稿料		原稿 1 枚(400 字詰)あたり		1,991 円			
翻訳料	実態に応じて別途算定する。						

別表2 添付書類等

1 全事業に共通するもの

選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備 考
<p>(ア) 当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図</p> <p>(イ) 補助事業の選定の申請をする者の消費税及び地方消費税の納税対応状況を明らかにした書類</p> <p>(ウ) 当該補助事業に係る担当者名簿</p> <p>(エ) 当該補助事業年度において技術料を補助の対象とする事業にあっては、当該補助事業に係る技術料調書〔計画〕、給与規程、就業規則</p> <p>(オ) 当該補助事業年度において旅費を補助の対象とする事業にあっては、当該補助事業に係る旅費規程</p> <p>(カ) 当該補助事業年度において旅費のうちタクシー及びレンタカーを補助の対象とする事業にあっては、当該補助事業に係るタクシー及びレンタカー利用に関する規程</p> <p>(キ) 備品(単価10,000円以上のもの)の見積書及びカタログ</p> <p>(ク) 補助事業により作成予定の物品(単価10,000円以上のもの)の内容が分かる書類</p> <p>(ケ) 事業実施にあたり作成した実施要領</p> <p>(コ) 事業の一部を委託する場合にあっては、委託</p>	<p>(ア) 補助事業選定申請書又は変更承認申請書の添付書類で、その後変更したもの</p> <p>(イ) 完了報告書の提出にあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を補助金額から減額して報告する場合には、その積算の内訳等が明らかとなる書類</p> <p>(ウ) 当該補助事業年度において技術料を補助の対象とした事業にあっては、該当者の従事日数等が明らかとなる技術料調書〔実績〕</p> <p>(エ) 当該事業年度において旅費のうちタクシー及びレンタカーを補助の対象とした事業にあっては、利用実績(日時・目的・経</p>	<p>(ア) 補助事業関係往復文書(差し替えた場合は、差し替え後のもの)</p> <p>(イ) 補助事業に関する収入・支出関係書類(元帳、伝票、財務諸表、金銭出納簿、預金通帳等、請求書、領収書等)</p> <p>(ウ) 補助事業に関する総会及び役員会の議事録</p> <p>(エ) 補助事業及び補助事業に関連する事業の運営状況が明らかとなる書類(事業報告書、決算報告書等)</p> <p>(オ) 出張命令簿、復命書、旅費の領収書</p> <p>(カ) アルバイトの出役簿及び領収書</p> <p>(キ) 備品及び物品の納品書、請求書、領収書及び備品台帳</p> <p>(ク) 会議、研修会及び講習会等の開催実績が明らかとなる書類、会議出席者名簿</p>	<p>要綱第13条第2項の規定による「畜産振興事業個別評価結果等報告書」の提出にあたり添付した書類については、保管しておくこと。</p>

選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備 考
<p>事業の内容が明らかとなる書類(委託要領、委託事業の実施計画書、委託費の積算根拠、委託先一覧等)</p> <p>(サ) 事業の一部を間接補助にて実施する場合にあっては、間接補助事業の内容が明らかとなる書類(間接補助実施要領、補助事業の実施計画書、補助金の積算根拠、補助先一覧等)</p> <p>(シ) 畜産振興事業補助実施要綱第2条第3項第1号(ただし、特定非営利活動法人は除く。)、第3号から第5号に掲げる団体にあっては、定款(寄附行為を含む。)、最新の決算報告書並びに事業計画書、収支予算書、役員名簿、会員名簿、出資賦課状況を明らかにした書類、都道府県の区域内を事業地区とする団体にあっては、補助事業の選定の申請をする者の所在地、補助事業の実施場所、補助事業の範囲、受益区域を明らかにした地図</p> <p>(ス) 畜産振興事業補助実施要綱第2条第3項第2号に掲げる団体にあっては、補助事業の選定の申請をする者の所在地、補助事業の実施場所、補助事業の範囲、受益区域を明らかにした地図</p> <p>(セ) 畜産振興事業補助実施要綱第2条第3項第1号の特定非営利活動法人及び第7号に掲げる団体にあっては、定款(規約及び寄附行為を含</p>	<p>路・金額・理由が分かるもの)</p> <p>(オ) 会議、研修会、現地指導、調査、講習会、交流会、イベント、プロモーション及びシンポジウム等を実施した場合にあっては、その開催状況が明らかとなる資料(日時・場所・人数等が分かるもの及びその実施状況がわかるもの(カラー写真を含む))</p> <p>(カ) 補助事業により取得した備品(単価 10,000 円以上のもの)の領収書(未払い分については請求書)の写し及びカラー写真</p> <p>(キ) 補助事業により作成した物品(単価 10,000 円以上のもの)の領収書(未払い分については請求書)の写し及びカラー写真</p> <p>(ク) 事業の一部を委託して実施した場合にあっては、委託事業の実施状況</p>	<p>(ケ) 補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産の運営管理の実績、運営管理を他に委託した場合は、それに加えてその委託契約書(指示権を有するもの)</p> <p>(コ) 事業の一部を委託して実施した場合、委託事業関係往復文書、受託者側の支出を証する書類(領収書等)の写し、受託者の定款、役員名簿、事業報告書、決算報告書及び収支予算書等、又は上記に相当する書類</p> <p>(サ) 事業の一部を間接補助にて実施した場合、間接補助事業関係文書(補助先との往復文書等)、間接補助事業に関する収入・支出関係書類</p> <p>(シ) 都道府県又は市町村の補助を受けて実施する事業にあっては、補助金交付決定通知書及び確定通知書</p> <p>(ス) 消費税及び地方消費税納税義務者にあっては、消費税及び地方消費税の納税等が明らかとなる書類(消費税及び地方消費税に係る申告書及びその積算の内訳等が明らかとなる書類)</p>	

選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備 考
<p>む。)、最新の決算報告書並びに事業計画書、収支予算書、役員名簿、会員名簿、出資賦課状況を明らかにした書類、都道府県の区域内を事業地区とする団体にあっては、補助事業の選定の申請をする者の所在地、補助事業の実施場所、補助事業の範囲、受益区域を明らかにした地図</p> <p>(ノ) 畜産振興事業補助実施要綱第2条第3項第6号に掲げる団体にあっては、上記(ア)～(ケ)に記載した書類(又はそれらに準ずる書類)のうち、協会が必要と認めたもの。</p>	<p>が明らかとなる書類(委託事業に要した金額がわかるもの(領収書等)の写し、委託事業の実績報告書の写し、委託先一覧、委託事業に係る成果物等)</p> <p>(ケ) 事業の一部を間接補助にて実施した場合にあっては、間接補助事業の内容が明らかとなる書類(間接補助事業の実績報告書、補助先一覧、間接補助事業に係る成果物等)</p> <p>(コ) 補助事業により作成した成果物及び配布先一覧</p>	<p>(セ) 技術料を補助の対象とした場合には、従事日数等の算出根拠を対外的に説明できる書類(出勤簿等)及び給与台帳</p> <p>(ソ) その他完了報告の裏付けに必要な書類</p>	

2 機械施設設置に共通するもの

選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備 考
<p>(ア) 事業実施主体候補者の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県以外の都道府県で補助事業を実施しようとする場合は、当該都道府県知事の了解を得たことが明らかとなる書類の写し</p> <p>(イ) 建物、構築物、機械器具及び設備の配置図 (配置図は、既設のもの又は補助申請施設と同時に設置予定のもの若しくは今後設置予定のもののすべてについて記載するものとし、それぞれの距離等が明らかになるように作成すること。)</p> <p>(ウ) 建物及び構築物の平面図及び立面図並びに経費見積書 (建物の平面図及び立面図は、原則として建築士が作成したものとし、平面図は部屋割を明らかにして、それぞれの広さが積算できるもの、立面図は庇等の長さが明らかなもの。 構築物の平面図及び立面図は、大きさ、長さ、深さ等が明らかなもので作成者の氏名のあるもの。)</p>	<p>(ア) 建物、構築物、機械器具及び設備の完成後の配置図 (イ) 建物及び構築物の完成後の平面図及び立面図 (ウ) 領収書(未払分について)は請求書)の写し (エ) 完成後の概観及び構造の概況が明らかとなるカラー写真 (写真は原則として1棟、1基又は1台ごとにその設置状況が明らかとなるもの) [(ア)、(イ)については、選定申請書に添付したものと同一の場合は、完了報告書の8の当該欄に、「申請書に添付</p>	<p>(ア) 事業実施主体の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県以外で補助事業を実施した場合は、当該都道府県知事の了解を得たことが明らかとなる書類 (イ) 土地の権利書又は借受契約書 (ウ) 工事の請負契約書、設計書(図面を含む。)、仕様書、出来高明細書、着工届、竣工届、請求書及び領収書 (エ) 直営施工にあっては、実施設計書、仕様書、設計図、現場主任等の選任に係る書類、資材の納品書、請求書、領収書、現場雇用労働者の出役簿、作業日誌、賃金台帳及び領収書 (オ) 機械器具又は設備の請書、納品書、請求書及び領収書</p>	<p>(ア) 直営施工においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施工するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。 (イ) 原則として、古材等を使用する</p>

選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備 考
<p>(見積書は、主要工事の経費(仮設工事〇〇円、基礎工事〇〇円等)のみ記載し、直営で施工する部分がある場合及び古材等を使用する場合はその旨を明記し、見積月日及び見積者の氏名のあるもの。)</p> <p>(エ) 機械器具及び設備の見積書、カタログ又は設計図 (見積書は、見積月日及び見積者の氏名のあるもの)</p> <p>(オ) 土地確保を証する書類</p> <p>(カ) 家畜のふん尿処理又は汚水浄化処理を伴う施設を設置する事業にあっては、備考(ウ)に記載の条件を満たしていることを事業実施主体候補者が確認した旨を記した書類(誓約書、確認書等)</p>	<p>した図面と同じ」と明記し、添付を省略してもさしつかえない。]</p>	<p>(カ) 施設の運営管理規程 (キ) 施設等の利用実績 (ク) 施設を利用する場合にあっては、利用規程・利用契約書 (ケ) 保存登記書 (表示登記書でも可) (コ) ふん尿処理又は汚水浄化処理を伴う施設に関して、備考(ウ)に記載の条件を満たしていることの根拠となる書類</p>	<p>場合にあっては、補助の対象としない。</p> <p>(ウ) ふん尿処理又は汚水浄化処理を伴う施設に関するものは次の条件をみたすものとする。</p> <p>ア 整備する施設等は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するとともに、地域ごとの臭気及び排水規制や周辺住民から理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。</p> <p>イ 堆肥処理施設を整備する場合は、当該施設を利用する経営体から発生する家畜ふん尿を適正に処理し得る能力を有すること。</p> <p>ウ 汚水処理施設を整備する場合は、当該施設を利用する経営体から発生する汚水を水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条の排水基準以下に処理し得る能力を有すること。</p>

3 各事業に必要なもの

区分	選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備考
I 馬の改良増殖推進事業				
(2)重種種馬の導入				
	種馬管理規程	(ア) 1頭ごとのカラー写真 (イ) 1頭ごとの金額が明らかとなる領収書(未払分については請求書)の写し (ウ) 種畜証明書の写し(種雄馬の場合) (エ) 公益社団法人 日本馬事協会が発行する繁殖登録証明書(種馬登録証明書)の写し	(ア) 品種、名号、特徴、毛色、生年月日、産地、購買地、購買月日及び購買価格が明らかとなる台帳 (イ) 請求書、領収書及び売買契約書 (ウ) 繁殖登録証明書(種馬登録証明書) (エ) 種畜証明書(種雄馬のみ) (オ) 種付及び繁殖成績一覧表	種馬導入費は、国内購買にあっては種馬購入費、市場手数料、輸送費、輸送保険料、購買旅費及び精液検査費、外国購買にあっては種馬購入費、輸送費、輸送保険料、検疫料、購買旅費及び精液検査費等とする。

区分	選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備考
(3) 重種種雌馬の改良増殖推進				
① 奨励金交付事業				
	<p>(ア) 事業実施主体候補者の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県の作成した馬産振興に関する計画</p> <p>(イ) 繁殖奨励金交付規程(奨励金を交付する場合) (当該年から起算して3か年間の繁殖種雌馬の供用義務を科す規定を盛り込んだもの)</p> <p>(ウ) 当該年から3か年間の重種種雌馬飼養計画書</p> <p>(エ) 重種種雌馬飼養台帳</p> <p>(オ) 繁殖奨励金交付予定一覧表</p>	<p>(ア) 繁殖奨励金交付一覧表 (飼養者の氏名、住所並びに対象馬の品種、名号、生年月日、血統登録及び繁殖登録年月日・番号、導入年月日(導入の場合に記入)及び奨励金額を記載したもの)</p> <p>(イ) 重種種雌馬飼養台帳</p> <p>(ウ) 繁殖登録証明書の写し</p> <p>(エ) 売買契約書(又は譲渡証明書)の写し(既に繁殖登録を受けた種雌馬を導入した場合)</p>	<p>(ア) 品種、名号、生年月日、購買年月日、購買価格及び繁殖成績が明らかとなる台帳</p> <p>(イ) 飼養者一覧表、奨励金交付規程</p> <p>(ウ) 1頭ごとのカラー写真(登録証明書に記載されている頭部及び肢部(四肢)の白黒が判る正面及び左横から撮影したもの)</p> <p>(エ) 飼養管理等の技術指導者の所属、氏名、年齢、経歴が明らかとなる書類</p> <p>(オ) 当該年から起算して3か年間の飼養者ごとの重種種雌馬飼養台帳</p>	<p>(ア) 技術指導者は、種雌馬に対する飼養管理等の指導を安定的かつ継続的に行える者とする。</p> <p>(イ) 純粹種とはペルシュロン種、ブルトン種及びベルジアン種(JPN種を含む)をいい、各系種及び日本輓系種は純粹種以外として扱う。</p> <p>(ウ) 当該年度から起算して3か年、初年度は完了報告時、2年目以降は1月末日に、飼養者ごとの重種種雌馬飼養台帳を提出するものとする。</p> <p>(エ) 独立行政法人 家畜改良センター十勝牧場から供給される純粹種は、対象外とする(競争入札及び市場取引の場合を除く)。また、公益社団法人日本馬事協会から借受けた重種種雌馬は、対象外とする。</p>

区分	選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備考
	(飼養者の氏名、住所並びに対象馬の品種、名号、生年月日、導入予定年月日及び奨励金額を記載したもの)			<p>(オ) 1経営体あたりの補助対象頭数は、1年度につき5頭以内とする。</p> <p>(カ) 本事業の補助対象は、1頭につき1回限りとする。</p> <p>(キ) 完了報告書に添付される飼養台帳における事業申請時点(当該年度前年度 12 月 31 日)と事業完了時点(当該年度 12 月 31 日)の飼養頭数を比較し、事業申請時点から増加した頭数を増頭数とする。</p> <p>(ク) 飼養台帳に記載の飼養者に対して奨励金を交付するものとする。</p> <p>(ケ) 重種馬生産者支援体制強化費とは、事業実施主体となる団体に対して、重種馬生産者を支援し、重種馬の生産振興に資する活動支援を目的として交付する。</p>

区分	選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備考
<p>② 導入貸付事業</p>				
	<p>(ア) 事業実施主体候補者の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県の作成した馬産振興に関する計画</p> <p>(イ) 貸付規程 (貸付目的、飼養者(借受者)の資格、貸付期間、繁殖成績の報告義務に関する規定があるもの)</p> <p>(ウ) 貸付計画一覧表 (貸付予定飼養者の氏名・住所、貸付馬予定頭数が明らかなもの)</p> <p>(エ) 当該年から3か年間の重種種雌馬飼養計画書</p>	<p>(ア) 導入貸付馬一覧表 (飼養者(借受者)の氏名・住所及び対象馬の品種、名号、生年月日、血統登録及び繁殖登録年月日・番号、導入年月日、貸付開始年月日、導入価格等を記載したもの)</p> <p>(イ) 重種種雌馬飼養台帳</p> <p>(ウ) 繁殖登録証明書の写し</p>	<p>(ア) 貸付対象馬の品種、名号、生年月日、購買年月日、購買価格及び繁殖成績が明らかとなる書類</p> <p>(イ) 貸付対象馬の飼養者(借受者)一覧表、賃借契約書及び貸付規程</p> <p>(ウ) 貸付対象馬の1頭ごとのカラー写真 (繁殖登録証明書に記載されている頭部及び肢部(四肢)の白黒が判る正面及び左横から撮影したもの)</p> <p>(エ) 売買契約書、せり落伝票、請求書及び領収書</p> <p>(オ) 繁殖登録証明書</p> <p>(カ) 飼養管理等の技術指導者の所属、氏名、年齢、経歴が明らかとなる書類</p> <p>(キ) 当該年から起算して3か年(導入時、当歳の場合は4か年)の飼養者(借受者)ごとの重種種雌馬飼養台帳</p>	<p>(ア) 技術指導者は、種雌馬に対する飼養管理等の指導を安定的かつ継続的に行える者とする。</p> <p>(イ) 純粋種とはペルシュロン種、ブルトン種及びベルジアン種(JPN種を含む)をいい、各系種及び日本輓系種は純粋種以外として扱う。</p> <p>(ウ) 当該年度から起算して3か年(導入時、当歳の場合は4か年)、初年度は完了報告時、2年目以降は1月末日に、飼養者ごとの重種種雌馬飼養台帳を提出するものとする。</p> <p>(エ) 独立行政法人 家畜改良センター十勝牧場から供給される純粋種は、対象外とする。(競争入札及び市場取引の場合を除く。)</p> <p>(オ) 1経営体当たりの貸付頭数は、1年度につき5頭以内と</p>

区分	選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備考
	(才) 重種種雌馬飼養台帳			<p>する。</p> <p>(力) 本事業の補助対象は、1頭につき1回限りとする。</p> <p>(キ) 種雌馬導入費は、種雌馬購入費、市場手数料、輸送費及び輸送保険料とする。</p> <p>(ク) 重種馬生産者支援体制強化費については I (3)①(ケ)と同じとする。</p>

(4) 重種馬の繁殖奨励

① 優良種雄馬繁殖奨励

[種付奨励]	<p>(ア) 事業実施主体候補者の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県の作成した馬産振興に関する計画</p> <p>(イ) 種付奨励金交付規程(奨励金を交付する場合)</p> <p>(ウ) 種雄馬種付状況一覧表 (対象馬の品</p>	<p>(ア) 種雄馬種付状況一覧表 (対象馬の品種、名号、生年月日、繁殖登録年月日・番号、種付頭数及び種付料並びに飼養者の氏名・住所、対象馬の所有者名を記載したもの)</p> <p>(イ) 種付台帳の写し</p> <p>(ウ) 種畜証明書(表・裏)の写し</p>	<p>(ア) 領収書等の奨励金を交付したことが明らかとなる書類</p> <p>(イ) 種付台帳</p> <p>(ウ) 協力農協に対して重種馬生産者支援体制強化費を交付したことが明らかとなる書類</p>	<p>(ア) 純粋種とはペルシュロン種、ブルトン種及びベルジアン種(JPN 種を含む)をいい、各系種、日本輓系種及び半血種は純粋種以外として扱う。</p> <p>(イ) 種付頭数要件を満たしている場合であっても、当該年の3月 31 日以前に死亡している種雄馬は補助対象外とする。</p> <p>(ウ) 種畜証明書に記載の飼養者に対して奨励金を交付するものとする。</p>
--------	---	---	--	---

区分	選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備考
	種、名号、生年 月日、繁殖登録 年月日・番号、 種付見込頭数 及び種付料並 びに飼養者の 氏名・住所、対 象馬の所有者 名を記載したも の)			(エ) 重種馬生産者支援体制強 化費とは、事業実施主体とな る団体及び事業実施のため 事業実施主体に協力して生 産者等からの申請等の取りま とめを行う農業協同組合等に 対して、重種馬生産者を支援 し、重種馬の生産振興に資す る活動支援を目的として交付 する。

区分	選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備考
<p>② 子馬生産奨励</p>				
[生産奨励]	<p>(ア) 事業実施主体候補者の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県の作成した馬産振興に関する計画</p> <p>(イ) 生産奨励金交付規程(奨励金を交付する場合)</p>	<p>(ア) 生産者別生産状況一覧表 (生産者の氏名・住所並びに対象馬の品種、名号、生年月日、血統登録年月日・番号及び奨励金額を記載したもの)</p> <p>(イ) 血統登録証明書(補助血統登録書証明書)の写し</p>	<p>(ア) 領収書等の奨励金を交付したことが明らかとなる書類</p> <p>(イ) 協力農協に対して重種馬生産者支援体制強化費を交付したことが明らかとなる書類</p>	<p>(ア) 双子を生産した場合の補助対象は2頭とする。</p> <p>(イ) 血統登録証明書(補助血統登録証明書)に記載の生産牧場氏名の者に対して奨励金を交付するものとする。</p> <p>(ウ) 後継者((イ)に記載の生産牧場を経営継承し、重種馬を飼養している者)に交付する場合には、その旨を記載すること。</p> <p>(エ) 重種馬生産者支援体制強化費については I (4)①の(エ)と同じとする。</p>

区分	選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備考
③ 改良促進奨励				
[優良種雄馬 改良促進奨 励]	(ア) 事業実施主体候 補者の主たる事業 所の所在地を管轄 する都道府県の作 成した馬産振興に 関する計画(イ) 優良種雄馬改良 促進奨励金交付 規程(奨励金を交 付する場合) (ウ) 優良種雌馬改良 促進奨励金交付 規程(奨励金を交 付する場合)	(ア) 奨励金交付一覧表 (対象馬の品種、名 号、生年月日、合格 産駒の名号、飼養者 の氏名・飼養地の住 所及び奨励金額を記 載したもの) (イ) 奨励金交付対象者で あることが確認できる書 類	(ア) 領収書等の奨励金を交付したこ とが明らかとなる書類 (イ) 協力農協に対して重種馬生産 者支援体制強化費を交付したこと が明らかとなる書類	(ア) 後継者(法定相続人であり 財産を相続し、かつ重種馬を 飼養している者)に交付する 場合には、その旨を記載する こと。 (イ) 雄馬の場合にあっては、血 統登録時の種付証明書に記 載の種付証明者(人工授精の 場合にあっては精液採取に 関する証明書に記載された 飼養者)に対して奨励金を交 付するものとする。 (ウ) 雌馬の場合にあっては、血 統登録書の生産牧場氏名の 者に対して奨励金を交付する ものとする。 (エ) 重種馬生産者支援体制強 化費については I (4)①の (エ)と同じとする。

区分	選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備考
④ 生産技術指導				
	<p>(ア) 指導奨励金の交付に係る規程</p> <p>(イ) 指導奨励金の交付を受ける者(以下「指導団体」という。)ごとに実施予定地区が明らかとなる一覧表</p>	<p>指導団体ごとに実施地区ごとの所要経費が明らかとなる一覧表</p>	<p>(ア) 都道府県馬産振興計画</p> <p>(イ) 指導団体の奨励金交付申請書、実績報告書</p> <p>(ウ) 指導団体に対して奨励金を交付したことが明らかとなる書類</p>	<p>(ア) 技術者講習会は、次のような内容とする。</p> <p>① 馬の飼養管理技術に関すること</p> <p>② 馬の繁殖技術に関すること</p> <p>③ 馬の特徴記載法・審査法に関すること</p> <p>④ 家畜のふん尿処理利用に関すること</p> <p>⑤ 馬産の経営に関すること</p> <p>⑥ 馬の先進地の事例に関すること</p> <p>(イ) 飼養者講習会は、次の内容とする。</p> <p>① 馬の飼養管理技術に関すること</p> <p>② 馬の繁殖技術に関すること</p> <p>③ 家畜のふん尿処理利用に関すること</p> <p>④ 馬産の経営に関すること</p> <p>(ウ) 飼養者担い手研修会は、次の内容とする。</p> <p>① 馬の飼養管理技術に関すること</p>

区分	選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備考
				<p>ること</p> <p>② 馬の繁殖技術に関すること</p> <p>③ 馬の防疫衛生に関すること</p> <p>(エ) 指導奨励金交付規程を定めるにあたっては、あらかじめ協会と協議すること。</p> <p>(オ) 技術者講習会、飼養者講習会又は担い手研修会を開催する場合の指導奨励金の使用基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会議費 <p>事前打合せのための会議費とし、研修会又講習会に係る会議費は指導奨励金の対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会場借上料 ● 講師旅費、講師謝金 ● 講義用資料作成費 ● 講義用家畜借上料 <p>(注) 消耗品費及び通信運搬費は指導奨励金の対象としない。</p> <p>(注) 講義用資料作成費の報</p>

区分	選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備考
				告にあたっては、実際に要したコピー代(資料枚数に受講者数を乗じたもの)も対象とする。

注) I 馬の改良増殖推進事業(5)その他、II 畜産経営技術指導事業(2)その他、III 畜産経営合理化事業、IV 家畜畜産物等流通合理化事業及びV その他畜産振興事業における、添付書類及び保管書類については、別表4「要綱別表に掲げる「その他」事業等特に必要と認められる事業の要件設定」の通りとする。

別表3

財産処分に伴う事務取扱について

処分区分	内 容	承 認 条 件	返 還 金 算 定 方 式
廃 用	1 他の施設に機能を移転する場合	(1) 次の要件を満たす場合 返還させない。 (2) 次の要件を満たさない場合 残存簿価の補助金相当額を返還させる。(残存簿価と撤去費用の相殺を認める。) 【要件】 補助物件処分後の利用が地域経済活性化等に資する等の特別の事情が確認されること。	残存簿価×補助金/事業費 [(残存簿価-撤去費用)×補助金/事業費]
	2 他の施設に機能を移転しない場合	残存簿価の補助金相当額を返還させる。(残存簿価と撤去費用の相殺を認めない。) ただし、天災又は自己の責任に帰さない事由による火災等によって事業を継続できず、やむを得ず施設を廃用する場合は、返還させない。	残存簿価×補助金/事業費
	家畜導入事業により取得した家畜を廃用する場合	残存簿価の補助金相当額を返還させる。 (代替家畜を補充する場合は返還させない。)	残存簿価×補助金/事業費
譲 渡	1 事業を継続する場合	(1) 謾渡額が残存簿価以下であれば、返還させない。 (2) 謾渡額が残存簿価以上であれば、その差額につき補助金相当額を返還させる。(移設費及び運送費を譲渡差益と相殺することを認める。また、補助事業者が譲渡後に代替物件を取得し、事業を継続する場合は返還させない。)	(譲渡額-残存簿価)×補助金/事業費 [(譲渡額-残存簿価-移設費及び運送費)×補助金/事業費]
	2 事業を継続しない場合	譲渡額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に補助率をかけた金額を返還させる。	(譲渡額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額)×補助金/事業費
	1 事業を継続する場合	返還させない。	
	2 事業を継続しない場合	「廃用」、「目的外使用」等の取扱いを準用する。	
交 換	1 補助事業者が交換後の財産を使用して事業を継続する場合	(1) 交換財産の残存簿価が等価であることを原則とする。交換差益が発生した場合は差益額の補助金相当額を返還させる。 (2) 補助対象物件を下取り交換し、処分益を新規購入費に充当する場合は、返還させない。	交換差益額×補助金/事業費
	2 補助事業者が交換後の財産を使用して事業を継続しない場合	「廃用」、「目的外使用」等の取扱いを準用する。	
貸 付	1 事業を継続する場合	(1) 年間の貸付料収入が年間の償却額を上回るときは、その差額の補助金相当額を貸付期間中、毎年度末に返還させる。 (2) 年間の貸付料収入が年間の償却額を下回るときは返還させない。	(年間貸付料-年間償却額)×補助金/事業費
	2 事業を継続しない場合	「廃用」、「目的外使用」等の取扱いを準用する。 ただし、「返還させない。」に該当する場合であっても、年間の貸付料収入が年間の償却額を上回るときは、その差額の補助金相当額を貸付期間中、毎年度末に返還させる。	(年間貸付料-年間償却額)×補助金/事業費
	1 事業を継続する場合	返還させない。	
	2 事業を継続しない場合	「廃用」、「目的外使用」等の取扱いを準用する。	
担 保		事業実施の補助残及び当該事業の運営経費に充当する場合に認める。	

処分区分	内 容	承 認 条 件	返 還 金 算 定 方 式
目的外使用 (用途変更)	1 農林水産業施設として活用する場合 2 農林水産業施設として活用しない場合	返還させない。 「廃用」の取扱いを準用する。	

(注) 1 「譲渡」又は「貸付」の場合の「事業を継続する場合」とは、「譲渡を受けた者」又は「貸付を受けた者」が要綱に定める補助事業者としての資格を有する事業者であって、交付の条件を遵守し、補助金交付目的に沿った事業を行うことをいう。

- 2 事業費とは「補助事業に要した経費」をいう。
- 3 補助率とは「補助金÷事業費」で小数点以下第5位まで求める。(小数点以下第5位未満切捨て)
- 4 返還金算定式により算定した返還金の額は、円未満を切り捨てるものとする。
- 5 残存簿価を算出するにあたり適用する耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められたそれぞれの耐用年数（法定耐用年数）とする。ただし、補助物件の状況が、法人税法施行令第57条第1項第1号から6号のいずれかの事由に該当すると認められる場合にあっては、適用する耐用年数を当該補助物件の法定耐用年数を基礎として短縮することができる。
- 6 財産処分制限期間の5分の1に相当する期間（1年未満の端数があるときはその端数は切り捨て、この期間が5年に満たないときは5年とする。）が経過しておらず、かつ次の要件のいずれにも該当しない補助施設の事務取扱についてには、本事務取扱を適用せず、別途その都度検討するものとする。
 - (1) 補助事業の開始時には想定し得ない農林水産物の生産、需要等の急激な減退により、利用が減少し、回復の見込みがない程度まで遊休化していること。
 - (2) 団体等の統合・合理化及び農業経営の法人化の推進を図るという政策目的の達成のために、早急な財産処分が必要不可欠であること。

別表4

要綱別表に掲げる「その他」事業等特に必要と認められる事業の要件設定

I 馬の改良増殖推進事業 (5) その他 馬事普及啓発推進

畜産振興課(R8)

要 件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
<p>ア 我が国の馬事知識の普及及び馬の利用増進を図るため、イベントの開催、学術研究、表彰事業等を実施するものであること。</p> <p>イ 馬事普及啓発推進費補助金の交付にあたっては、実施要領を定めていること。</p>	第2条 第3項各号に掲げる団体	馬事普及啓発推進費 推進事務費(アルバイト賃金、旅費、会議費、会場借上料、消耗品費、通信運搬費等)	定 額 定 額	令和5年度から 5年間以内	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) 要件イにいう実施要領</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p>

I 馬の改良増殖推進事業 (5) その他 優良重種馬生産奨励

畜産振興課(R8)

要 件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
<p>ア 重種馬の生産意欲の向上を図るため、ばんえい競馬の競走出走馬の生産者に対して優良重種馬生産奨励金を交付するものであること。</p> <p>イ 優良重種馬生産奨励金の交付にあたっては、実施要領を定めていること。</p>	第2条 第3項各号に掲げる団体	ばんえい競馬生産者奨励費	定 額	令和8年度から3年間以内	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) 要件イにいう実施要領</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) 対象馬ごとの生産者賞交付額一覧</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) 生産者ごとの生産者賞交付一覧</p>

I 馬の改良増殖推進事業 (5) その他 優良重種馬生産者支援啓発

畜産振興課(R8)

要 件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
<p>ア ばんえい競馬の重賞出走馬の生産者への支援を通じて、重種馬の生産意欲の高揚を図るとともに、競馬ファンに重種馬そのものへの理解を深めもらうためのイベントの開催、表彰事業等を実施するものであること。</p> <p>イ 優良重種馬生産者支援啓発費補助金の交付にあたっては、実施要領を定めていること。</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	<p>優良重種馬生産者支援啓発費</p> <p>推進事務費(アルバイト賃金、旅費、会議費、会場借上料、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p>	<p>令和7年度から3年間以内</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) 要件イにいう実施要領</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p>

I 馬の改良増殖推進事業 (5) その他 重種種馬機械・施設等整備(機械等導入)

畜産振興課(R8)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>ア 重種種雌馬の飼養環境や、事業参加者の経営改善を図るために必要な畜舎環境改善機械等を導入(リース事業者から直接または事業実施主体を通じて再貸付方式により借り受ける場合を含む。)する取組であること。</p> <p>イ 事業参加者は、日本馬事協会が定める「種雌馬貸付規程」に基づき貸付を受けたばんえい競馬引退雌馬又は「種雄馬管理規程」に基づき配置された重種種雄馬を飼養している者(貸付馬飼養者)、重種種雌馬の改良増殖推進事業で過去3年間に奨励金の交付対象となった馬を飼養している者(種雌馬飼養者)又は重種馬の繁殖奨励事業のうち優良種雄馬繁殖奨励(種付奨励)事業で過去3年間に奨励金の交付対象となった馬を飼養している者(種雄馬飼養者)であって、協会が別に定める頭数以上の重種馬を飼養している者であること。(ただし、事業実施主体が重種馬生産者の扱い手として特に認めた者(特認参加者)にあっては、この限りでない)</p> <p>ウ 地方競馬全国協会重種種馬機械・施設等整備事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	<p>機械等導入費</p> <p>重種馬生産者支援体制強化費</p>	<p>定率 ・1/2以内 ・補助金限度額 750万円/1事業参加者</p> <p>定額 (50万円以内)</p>	令和7年度から3年間以内	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p> <p>(機械施設設置に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・重種馬施設等整備事業参加申込書(写し) ・事業参加申込一覧表 ・個別意見概要書 ・重種馬の飼養状況を証する書類(種雌馬に関するもの) ア 飼養者が作成した重種種雌馬飼養台帳 イ 繁殖登録証明書の写し(種雄馬に関するもの) ウ 種畜証明書の表・裏の写し(飼養者名の確認ができるものであること) エ 種付台帳の写し ・リースを利用して導入する場合には、リース申込書案又はリース契約書案 ・令和6年度以前に発売された型式のトラクターにあっては、令和6年度以前に発売されたことを証する書類 ・令和7年度以降に発売された型式のトラクターにあっては、安全性検査に合格したものであることを証する書類 (・継承者(扱い手等)が主たる経営の従事者となる覚書等(写し))</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p> <p>(機械施設設置に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業参加者一覧表 ・リースを利用して導入した場合には、リース契約書及び領収書の写し</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p> <p>(機械施設設置に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の(ア)(ウ)(オ)(カ)(ク)</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) 事業参加者に特認参加者が含まれる場合は、実施要領別紙様式第9号の重種馬飼養状況報告書</p>

I 馬の改良増殖推進事業 (5) その他 重種種馬機械・施設等整備(施設等整備)

畜産振興課(R8)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>ア 重種馬の生産頭数の維持・拡大を図るため、重種馬生産に係る施設及び設備を整備(以下「施設等整備」という。)するものであること。</p> <p>イ 事業参加者は、日本馬事協会が定める「種雌馬貸付規程」に基づき貸付を受けたばんえい競馬引退雌馬又は「種雄馬管理規程」に基づき配置された重種種雄馬を飼養している者(貸付馬飼養者)、重種種雌馬の改良増殖推進事業で過去3年間に奨励金の交付対象となった馬を飼養している者(種雌馬飼養者)又は重種馬の繁殖奨励事業のうち優良種雄馬繁殖奨励(種付奨励事業)で過去3年間に奨励金の交付対象となった馬を飼養している者(種雄馬飼養者)であって、協会が別に定める頭数以上の重種馬を飼養している者であること。</p> <p>(ただし、事業実施主体が重種馬生産者の扱い手として特に認めた者(特認参加者)にあっては、この限りでない)</p> <p>ウ 地方競馬全国協会重種種馬機械・施設等整備事業実施要領に基づき実施すること。</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	<p>施設等整備費 (改善費とは、修繕に係る経費をいう。) (修繕とは、工作物の位置及び原形を変更せず、若しくは些少の変更を加えるものであって、その一部若しくは全部に修理を加えることをいう。)</p> <p>重種馬生産者支援体制強化費</p>	<p>定率 ・1/2 以内 ・補助金限度額 1,000万円/1事業参加者</p> <p>定額 (50万円以内)</p>	令和7年度から3年間以内	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p> <p>(機械施設設置に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・重種種馬施設等整備事業参加申込書(写し) ・事業参加申込一覧表 ・個別意見概要書 ・事業参加者が自家施工する場合については、整備計画(整備内容がわかるもの)及び資材等の見積書(写し) ・重種馬の飼養状況を証する書類 (種雌馬に関するもの) ア 飼養者が作成した重種種雌馬飼養台帳 イ 繁殖登録証明書の写し (種雄馬に関するもの) ウ 種畜証明書の表・裏の写し (飼養者名の確認ができるものであること) エ 種付台帳の写し (・継承者(扱い手等)が主たる経営の従事者となる覚書等(写し))</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p> <p>(機械施設設置に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) 事業参加者が自家施工した場合については整備実績(規模、整備内容がわかるもの)及び資材等購入した領収書(未払分については請求書)の写し</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p> <p>(機械施設設置に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・施設等整備に必要なもの ・事業参加者に特認参加者が含まれる場合は、実施要領別紙様式第9号の重種馬飼養状況報告書</p>

申請書・完了報告書添付書類について

・直営施工においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施工するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

I 馬の改良増殖推進事業 (5)その他 重種馬等生産基盤強化

畜産振興課(R8)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
重種馬の肥育経営が優位な地域において、繁殖雌馬の増頭や繁殖経営戸数の増加による生産基盤強化に向け、生産技術向上や新たな担い手確保のための適時的確な支援策を展開すること。	第2条 第3項 各号に 掲げる 団体	協議会開催費 (会場借上料、会議費、他産地調査費、資料作成費等) マニュアル作成費 (謝金、原稿料、映像撮影・編集・制作費、旅費等) 研修会開催費 (会場借上料、家畜借上料、謝金、旅費等) 推進事務費 (旅費、通信運搬費、消耗品費等)	定額 定額 定額	令和7年度から 2年間以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり

II 畜産経営技術指導事業 (2) その他 馬の装蹄技術講習及び装蹄師の養成

畜産振興課(R8)

要 件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
<p>ア 馬の装蹄技術の向上を図るため、地方競馬場で装蹄業務を行う者を対象とする講習会を開催すること。</p> <p>イ 最新の装蹄技術を見聞するため、広く海外の装蹄師と交流を図り、技術の向上を図るものであること。</p> <p>ウ 装蹄師を養成する講習会を開催すること。</p>	第 2 条第 3 項各号に掲げる団体	<p>馬の装蹄技術講習会等開催費</p> <p>馬の装蹄師の養成費</p> <p>推進事務費 (通信運搬費、消耗品費等)</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p>	<p>令和 7 年度から 3 年間以内</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表 2 に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・装蹄技術に係る講習会の開催に関する実施要領及び開催計画 ・海外装蹄競技大会派遣に係る実施要領及び実施計画 ・馬の装蹄師の養成に係る講習会の実施計画</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表 2 に記載の通り</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表 2 に記載の通り</p>

II 畜産経営技術指導事業 (2) その他 畜産教育支援

畜産振興課(R8)

要 件	事業 実施主体	補助の対象	補助率 等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
全国の農業高等学校、農業大学校及び畜産関係の講座を有する大学の教職員に対して、畜産経営・飼養管理技術、家畜・畜産物衛生等の知識向上を図るため、研修会の開催等を行う取組であること。	第 2 条 第 3 項 各号に 掲げる 団体	畜産教育支援費 (旅費、会議費、謝金、会場借上料、教材費、印刷製本費等) 推進事務費 (技術料、アルバイト賃金、消耗品費、通信運搬費等)	定 額 定 額	令和 6 年度から 3 年間以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表 2 に記載の通り	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表 2 に記載の通り	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表 2 に記載の通り

II 畜産経営技術指導事業 (2) その他 畜産技術情報収集・提供

畜産振興課(R8)

要 件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
畜産技術の普及・定着を図るため、生産現場に必要な情報の調査・収集、研修会の開催やインターネットによる情報公開の仕組みを構築する取組等を実施するものであること。	第2条 第3項 各号に 掲げる 団体	調査費 (調査旅費、原稿料等) 研修等開催費 (テキスト原稿料、印刷費等) 技術情報提供費 (HP改修費等) 推進事務費 (謝金、旅費、会場借上料、消耗品費、技術料、通信運搬費等)	定 額 定 額 定 額 定 額	令和7年度から 3年間以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り

II 畜産経営技術指導事業 (2) その他 畜産経営高度化指導推進

畜産振興課(R8)

要 件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
「酪農および肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」で示される経営指標を踏まえた、都道府県段階での重点的な経営指導の実施に資するモデル経営設計指標及び各地域において経営指導を担う者の経営指導力向上のための畜産eラーニングプログラムを作成し、競争力の高い畜産経営体育成のための指導体制の強化を図る取組であること。	第2条第3項各号に掲げる団体	検討委員会開催費（会場借上料、旅費、謝金、役務費等） 畜産経営指導活用指導資料の作成費（調査費、謝金、旅費、役務費、原稿料等） 畜産eラーニングプログラムの作成費（映像シナリオ作成費、映像資料製作費、原稿料、役務費、ホームページ作成・維持管理費等） 推進事務費（技術料、アルバイト賃金、旅費、消耗品費、通信運搬費等）	定 額 定 額 定 額 定 額	令和7年度から3年間以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり

II 畜産経営技術指導事業 (2) その他 畜産施設整備・機械導入支援

畜産振興課(R8)

要 件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
畜産施設・機械の導入にあたって、専門家によるアドバイス、施設・機械の稼働映像等の情報を提供することにより、生産者に畜種、経営規模、課題に応じた施設・機械の選択肢を提供し、効果的な施設・機械の導入を支援するとともに、畜産経営の収益性の向上及び持続的な発展を図る取組であること。	第2条第3項各号に掲げる団体	検討委員会開催費（会議費、会場借上料、旅費、謝金、印刷製本費等） 現地調査費（会場借上料、旅費、謝金等） 機械導入支援解説書等作成費（解説書作成費、映像制作費等） 畜産施設・機械情報プラットフォーム化費（企画構成・データ整理・管理等費、畜産施設機械情報電子化・映像化費等） 推進事務費（技術料、アルバイト賃金、消耗品費、通信運搬費等）	定 額 定 額 定 額 定 額	令和7年度から3年間以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり

Ⅲ 畜産経営合理化事業 1 酪農生産対策 乳用牛の飼養管理指標信頼性向上

畜産振興課(R8)

要 件	事業実施 主体	補助の対象	補助率 等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
<p>ア 酪農家において乳牛の飼養管理の指標とされている、生乳中の脂肪酸組成(FAO)、遊離脂肪酸(FFA)の精度管理体制の維持・向上を検討するとともに、乳中ケトン体(BHB)、乳中尿素窒素(MUN)について、精度管理手法を検討するものであること。</p> <p>イ 飼養管理指標の活用にかかる指導者向けの飼養管理改善マニュアルを作成し、研修会等を通じたデータに基づく飼養管理改善の取組を実施するものであること。</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	会議、研修会等開催費 (謝金、旅費、会場借料、資料作成費、マニュアル作成費等) 管理指標の精度管理体制整備費 (資材費、検査費、測定機器リース費、調査等委託費等) 推進事務費 (技術料、消耗品費、通信運搬費等)	定 額 定 額 (機械リースについては定率2/3以内) 定 額	令和8年度から3年間以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り (機械施設設置に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の(イ)、(エ)	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り (機械施設設置に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り (当該事業に必要な添付書類) リースを利用して導入した場合は、 •リース契約書(写) •公募要領で定められた事業期間中にリース契約を変更した場合は、当初のリース契約書(写)に加え、変更後のリース契約書(写) •リース料の領収書(未払い分については請求書)の写し	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り (当該事業に必要な保管書類) •機器の利用実績

申請書・完了報告書添付書類について
 •機械器具等の配置図は、既設のもの又は補助申請施設と同時に設置(予定)のものの若しくは今後設置(予定)のもののすべてについて記載するものとし、それぞれの距離等が明らかになるように作成すること。

Ⅲ 畜産経営合理化事業 1 酪農生産対策 国産ナチュラルチーズ高付加価値化推進

畜産振興課(R8)

要 件	事業実施 主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
<p>ア チーズ工房に対する国産チーズスターク一周知等のため、要望調査、消費者向けイベントの開催等を実施するものであること。</p> <p>イ 国産チーズスタークの実用化を図るため、粉末形状等のスタークの試作、当該スタークを用いたチーズの試作、そのチーズの分析を実施すること。</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	<p>会議等開催費 (会場借上料、旅費、謝金、資料作成費等)</p> <p>国産スターク利用によるチーズ試作費 (スターク製造費、試作品分析費等)</p> <p>推進事務費 (技術料、アルバイト賃金、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定 額</p> <p>定 額 (機械リースについては定率 2/3 以内)</p> <p>定 額</p>	<p>令和6年度から3年間以内</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p> <p>(機械施設設置に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の(イ)から(エ)</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p> <p>(機械施設設置に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) リースを利用して導入した場合は、 ・リース契約書(写) ・公募要領で定められた事業期間中にリース契約を変更した場合は、当初のリース契約書(写)に加え、変更後のリース契約書(写) ・リース料の領収書(未払い分については請求書)の写し</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・機器の利用実績 ・固定資産台帳(備品台帳を含む)</p>

申請書・完了報告書添付書類について
・機械器具等の配置図は、既設のもの又は補助申請施設と同時に設置(予定)のものの若しくは今後設置(予定)のもののすべてについて記載するものとし、それぞれの距離等が明らかになるように作成すること。

Ⅲ 畜産経営合理化事業 1 酪農生産対策 乳用牛改良体制支援

畜産振興課(R8)

要 件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
ゲノミック評価技術を活用し、改良速度の加速化や耐病性等の新たな形質の評価を活用した乳用牛改良を進めるため、取組計画の策定や課題検討を行うとともに、疾病情報やDNA解析等のデータ収集や分析等を実施すること。	第2条第3項各号に掲げる団体	事業推進等会議費(会場借上料、旅費、謝金等) データ収集・集計費(遺伝子解析費、役務費等) 広報資料作成費(原稿料、印刷費、動画作成費等) 推進事務費 (技術料、アルバイト賃金、消耗品費、通信運搬費等)	定 額 定 額 定 額 定 額	令和6年度 から3年間以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り

Ⅲ 畜産経営合理化事業 1 酪農生産対策 生乳生産管理高度化

畜産振興課(R8)

要 件	事業 実施 主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
手書き方式の生乳生産管理チェックシートにより実施されている生乳生産現場における管理基準等に基づく生産管理情報の記帳・記録について、記録や指導の効率化、事故等発生時の迅速な対応等のため、生産管理情報をクラウド上に一元的に集約して管理できる電子システムを構築するものであること。	第2条第3項各号に掲げる団体	推進会議費(旅費、会場借料、資料印刷費等) 生乳生産管理チェックシートシステム開発設計費 現地試行確認調査費(旅費、集計分析費、アルバイト賃金等) 研修会開催費(旅費、会場借料、資料印刷費、アルバイト賃金等)	定 額 定 額 定 額 定 額	令和8年度	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り

Ⅲ 畜産経営合理化事業 1 酪農生産対策 酪農ヘルパー労働環境改善

畜産振興課(R8)

要 件	事業 実施 主体	補助の対象	補助率 等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
<p>ア 酪農ヘルパーの労働環境の改善に向けた取組への支援を実施するものであること。</p> <p>イ 独立系を含む酪農ヘルパー利用動向の調査を実施するものであること。</p>	第2条 第3項 各号に 掲げる 団体	<p>(ア) 労働環境改善費（検討会開催費、労働安全資材費及び熱中症対策資材費等の1/2相当）</p> <p>(イ) 酪農ヘルパー利用動向調査費</p> <p>(ウ) 推進事務費（技術料、消耗品費、通信運搬費等）</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p>	<p>令和8年度から 3年間以内</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり</p>

III 畜産経営合理化事業 2 肉用牛生産対策 肉用牛性選別精液利用地域改良推進

畜産振興課(R8)

要 件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
県有種雄牛の需要にも対応した性選別精液の供給体制を構築するため、性選別精液の生産に必要な機器について事業実施主体の自己資金による導入等を実施すること。	第2条第3項各号に掲げる団体	機械施設等導入費 会議等開催費 (会場借上料、会議費、旅費等) 推進事務費 (消耗品費、通信運搬費等)	定 率 (2/3 以内) 定 額 定 額	令和6年度 から3年間 以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り (機械施設設置に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の(イ)、(エ)	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り (機械施設設置に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り (機械施設設置に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り

申請書・完了報告書添付書類について

- ・機械器具等の配置図は、既設のもの又は補助申請施設と同時に設置(予定)のもの若しくは今後設置(予定)のもののすべてについて記載するものとし、それぞれの距離等が明らかになるように作成すること。

Ⅲ 畜産経営合理化事業 2 肉用牛生産対策 肉用牛短期肥育・早期出荷データ収集支援

畜産振興課(R8)

要 件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
生産コストの増嵩や消費者ニーズの多様化の現状を踏まえた適度な脂肪交雑を求めるニーズに応えるため、種雄牛を選抜するための後代検定について、従来の慣行肥育による検定に加え、新たに取り組む短期肥育による検定データ等の収集を支援することで、肥育期間を考慮した選抜指標の構築・種雄牛造成、ひいては生産段階における短期肥育・早期出荷の確立につながる取組であること。	第2条第3項各号に掲げる団体	会議等開催費 (会議費、旅費、謝金、消耗品費等) 短期肥育牛肉データ収集費 (遺伝子解析料、肥育データ収集分析費、統計分析 PC リース料等) 短期肥育用牛舎建築費 (牛舎建築費、U-motion 設備費等) 推進事務費 (技術料、消耗品費、通信運搬費等)	定 額 定 額 定率 (1/2以内) 定 額	令和7年度 から3年間 以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり (機械施設設置に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の(イ)から(エ)	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり (機械施設設置に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり (機械施設設置に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り

Ⅲ 畜産経営合理化事業 3 中小家畜の生産対策 めん羊・山羊飼養管理技術高度化

畜産振興課(R8)

要 件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
<p>ア めん羊・山羊が持つ産肉性や泌乳能力を引出すための飼養管理技術の高度化や生産性の向上を目的として、先進事例の調査、普及、研修会等を実施するものであること。</p> <p>イ 薬剤耐性の内部寄生虫について、生産者に情報提供等を行うものであること。</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	会議開催費 (会場借料、旅費、謝金等) 調査費 (情報収集、分析費等) 研修会開催費 (会場借料、旅費、謝金等) 報告書等作成費 (原稿料、印刷費等) 推進事務費 (技術料、消耗品費、通信運搬費等)	定 額 定 額 定 額 定 額 定 額	令和8年度 から2年間 以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り

Ⅲ 畜産経営合理化事業 3 中小家畜の生産対策 豚の家畜人工授精師講習会開催促進

畜産振興課(R8)

要 件	事業 実施 主体	補助の対象	補助率 等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
家畜改良増殖法に基づき都道府県等が開催する豚の家畜人工授精師講習会に関する、必修科目の動画教材、講習会開催マニュアル等の検討・作成を行い、都道府県等における講習会の開催促進を図る取組を実施するものであること。	第2条 第3項 各号に 掲げる 団体	事業推進委員会費 (会場借料、謝金、旅費、会議費等) 動画教材及びマニュアル作成費 (動画作成費、マニュアル作成費、配布費等) 講習会モデルケースの実証費 (検討委員会開催費、講習会開催費、会場借料等) 推進事務費 (技術料、消耗品費、通信運搬費等)	定 額 定 額 定 額 定 額	令和8年度から 3年間以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり

Ⅲ 畜産経営合理化事業 4 草地・飼料の有効利用促進 放牧畜産普及拡大高度化推進

畜産振興課(R8)

要 件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
放牧を取り入れた畜産の普及推進及び高度化を図るために、放牧に関する意向調査を含む放牧実態調査、地域段階における放牧の指導等を担える地域アドバイザー等を育成するための研修会、放牧畜産への理解醸成・認知度向上を図るための生産者・消費者を対象としたイベントや交流会の取組等を実施すること。	第2条第3項各号に掲げる団体	放牧実態調査等の実施費(旅費、謝金、役務費、消耗品費等) 地域における人材育成と指導体制の構築費(謝金、会場借上料、消耗品費等) 地域における生産・消費一体となった放牧の推進費(イベント出展費、役務費、謝金、旅費、会場借上料、消耗品費等) 推進事務費(技術料、アルバイト賃金、謝金、旅費、会場借上料、消耗品費、通信運搬費等)	定 額 定 額 定 額 定 額	令和7年度から3年間以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり

Ⅲ 畜産経営合理化事業 4 草地・飼料の有効利用促進 気候変動に対応した地域の飼料生産性向上対策

畜産振興課(R8)

要 件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
地域の実情に応じた飼料作物の生産拡大を図るため、気候変動等に対応可能な優良品種の選定や実証展示会場を活用した普及を実施するとともに、優良品種の普及や栽培・利用技術向上のための品種特性、技術指導、生産技術等に関する情報発信、優良事例の調査・普及、種子の安定供給を図るための協議会の開催等を行うものであること。	第2条第3項各号に掲げる団体	異常気象対応等品種の選定・普及費 (旅費、謝金、通信運搬費等) 優良事例調査費(旅費、謝金、専門家派遣費等) 栽培・利用技術普及指導費 (旅費、謝金、通信運搬費、専門家派遣費、消耗品費等) 種子安定供給推進費 (旅費、謝金、会場借上料、消耗品費等) 推進事務費 (技術料、消耗品費、通信運搬費等)	定 額 定 額 定 額 定 額	令和7年度 から3年間 以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり

Ⅲ 畜産経営合理化事業 5 家畜の飼養環境改善 畜産におけるアニマルウェルフェアの消費者向け理解醸成推進

畜産振興課(R8)

要 件	事業 実施主 体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
畜産における世界的な課題である家畜のアニマルウェルフェア(AW)に配慮した家畜の飼養管理の更なる普及・定着のために、農林水産省が行う生産者の普及啓発活動という生産振興の取組を補完し、幅広い関係者の理解を深めるため、広報資料の作成やシンポジウムの開催、農業関連イベントへのブース出展、小中学校等を対象とした出前講座を行うことにより、AWへの関心の低い消費者層の理解醸成を図る取組であること。	第2条第3項各号に掲げる団体	広報資材作成費（会議費、会場借上料、旅費、謝金、アルバイト賃金、消耗品費等） シンポジウムの開催等費（会場借上料、旅費、謝金、アルバイト賃金、企画運営費、イベント出展費等） 推進事務費（技術料、通信運搬費、消耗品等）	定 額 定 額 定 額	令和7年度から3年間以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり

Ⅲ 畜産経営合理化事業 6 家畜衛生推進 馬飼養衛生管理特別対策

畜産振興課(R8)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
馬の飼養衛生管理体制の総合的な整備を全国的な規模で図るものであること。	第2条 第3項 各号に掲げる団体	馬の飼養衛生管理体制の総合的な整備を図るために必要な経費	定額	令和7年度から3年間以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り

Ⅲ 畜産経営合理化事業 6 家畜衛生推進 豚熱経口ワクチン散布技術高度化

畜産振興課(R8)

要 件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
ア 豚熱経口ワクチンの適切な散布地点・散布方法に関するビデオマニュアルを活用した、各県の経口ワクチン散布地域の選定方法の改善、経口ワクチン散布前の餌付け飼料の散布方法の改善等、散布技術の高度化を推進する取組であること。	第2条第3項各号に掲げる団体	現状調査費 (散布地選定費、散布作業費、防疫資材費、旅費、技術料等) 検証調査費 (イノシシ生態調査等費、散布手法実証費、等) 普及・定着資料費 (映像資料作成費、会場借料、旅費、等) 推進事務費 (技術料、消耗品費、通信運搬費等)	定 額 定 額 定 額 定 額	令和8年度 から3年間 以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り
イ 豚熱清浄化に向けた経口ワクチン散布技術を確立するため、一定地域内の野生イノシシの詳細な生息状況や、豚熱の発生状況を把握し、清浄化実現に向けた課題の抽出、課題解決のための散布場所の選定方法・散布技術についての検証、国産経口ワクチンに適した散布方法の検証を実施する取組であること。							

Ⅲ 畜産経営合理化事業 6 家畜衛生推進 家畜疾病検査信頼性向上対策

畜産振興課(R8)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>ア 家畜保健衛生所における検査能力及び精度管理体制拡充のために、外部精度管理調査対象疾病の検討等を行う運営委員会や作業部会、内部精度管理に関する研修等を実施するものであること。</p> <p>イ 運営委員会開催費、作業部会開催費、内部精度管理研修開催費の交付にあたっては、実施要領を定めていること。</p> <p>【機械設備等導入】</p> <p>ウ 検体製造・保管体制整備費の交付にあたっては、精度管理用検体の製造・保管に必要な機械等を導入(リース事業者から直接借り受ける場合を含む)する取り組みであること。</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	<p>精度管理体制拡充費 (ア) 運営委員会開催費 (イ) 作業部会開催費 (ウ) 内部精度管理研修開催費 (エ) 海外精度管理体制調査費 (旅費、謝金、会議費、会場借上料、報告書作成費等)</p> <p>精度管理調査検体作成費 (検体試作費、材料費、検体製造プロトコール作成費、報告書作成費、印刷費等)</p> <p>検体製造・保管体制整備費 (機械施設等導入費等)</p> <p>推進事務費 (技術料、アルバイト賃金、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額 (機械リースについて定率2/3以内)</p> <p>定額</p>	<p>令和6年度から3年間以内</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p> <p>(機械施設設置に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の(イ)、(エ)</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p> <p>(機械施設設置に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) リースを利用して導入した場合は、 ・リース契約書(写) ・公募要領で定められた事業期間中にリース契約を変更した場合は、当初のリース契約書(写)に加え、変更後のリース契約書(写) ・リース料の領収書(未払い分については請求書)の写し</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・機器の利用実績 ・固定資産台帳(備品台帳を含む)</p>

III 畜産経営合理化事業 6 家畜衛生推進 農場消毒強化技術実用化推進

畜産振興課(R8)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
畜産農場において、実用性のある消毒効果を高める技術の効果及び技術的課題の検証並びにその技術の現場移転を実施するものであること。	第2条第3項各号に掲げる団体	農場消毒技術実証調査費 (技術料、消耗品費、運搬費、通信費、旅費、謝金等) 技術情報収集・提供費 (調査費、消耗品費、通信運搬費、原稿料、会場借上料、旅費、謝金、印刷費等) 委員会等開催費 (旅費、謝金、会場借上料、通信運搬費等) 推進事務費 (技術料、アルバイト賃金、消耗品費、通信運搬費等)	定額 定額 定額 定額	令和6年度から3年間以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り (当該事業に必要な添付書類) 消毒効果を増強する技術に関する既存の研究成果等が分かる資料	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り

Ⅲ 畜産経営合理化事業 6 家畜衛生推進 畜産消毒ガイドライン作成

畜産振興課(R8)

要 件	事業実施 主体	補助の対象	補助率 等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
<p>ア 畜産の生産現場を想定した統一的な消毒薬の消毒効果の評価法を検討、作成するとともに、同評価法を用いて様々な消毒剤効果確認調査を実施すること。</p> <p>イ 評価法や効果確認調査結果を、生産現場や指導者、メーカー等の関係者に情報発信し、国内畜産の衛生水準の向上を図ること。</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	評価法検証・効果確認費 (技術料、資材費、旅費、消耗品費、文献調査費等) 情報提供等費 (会場借料、旅費、謝金、印刷製本費等) 推進事務費 (技術料、消耗品費、通信運搬費等)	定 額 定 額 定 額	令和8年度 から3年間 以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり

Ⅲ 畜産経営合理化事業 7 その他 牛繁殖技術情報提供支援

畜産振興課(R8)

要 件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
酪農及び肉用牛繁殖経営における各地域の家畜人工授精技術向上のため、家畜人工授精師の資格取得に必要な科目について、動画を制作し、講習会等での活用や広く配布を行うことに加え、講習会の様子を情報ライプラリ化することで、業務の合間を活用しながらの技術習得支援を図る取組であること。	第2条第3項各号に掲げる団体	人工授精技術動画作成費 (会場借上費、委員・講師謝金、旅費、映像撮影・編集に係る経費、撮影費、DVD複製・配布費等) 先端技術講習会開催及び情報ライプラリ化費 (会場借上費、講師謝金、旅費、アルバイト賃金、映像撮影・編集に係る経費、撮影費、講習のライプラリ化費等) 推進事務費 (アルバイト賃金、通信運搬費、消耗品費等)	定 額 定 額 定 額	令和7年度 から3年間 以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり

V その他畜産振興事業 馬事畜産振興推進

畜産振興課(R8)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
馬事及び畜産の振興、また、地方競馬の社会的貢献についての理解醸成を目的として、新規市場(競馬場、畜産イベント会場等)における畜産物の実証展示(無料配布を含む。)等を行うものであること。	第2条 第3項 各号に 掲げる 団体	物品購入費 広報宣伝費 馬事畜産振興推進費 推進事務費 (アルバイト賃金、技術料、旅費、会議費、会場借上料、消耗品費、通信運搬費等)	定額 定額 定額 定額	令和7年度 から3年間 以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り

V その他畜産振興事業 養蜂経営改善対策

畜産振興課(R8)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
花粉交配用蜜蜂の適切な価格形成を図るため、花粉交配用蜜蜂生産に係るコスト構造の分析等を行い、養蜂家等を対象に普及啓発を行う取組であること。	第2条第3項各号に掲げる団体	経営調査・分析費等(調査・分析費、報告書作成費等) 検討委員会開催費(資料作成費、謝金、旅費、会場借料等) 花粉交配用蜜蜂の価格調査費(調査協力金、印刷費、通信運搬費等) 研修会開催費(謝金、旅費会場借料等) 普及啓発資料作成費(報告書作成費、会議費等) 推進事務費(技術料、消耗品費、通信運搬費等)	定額 定額 定額 定額 定額 定額	令和8年度から2年間以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり

V その他畜産振興事業 畜産物輸出対応生産円滑化

畜産振興課(R8)

要 件	事業実施 主体	補助の対象	補助率 等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
生産者の畜産物輸出に対する意識向上等を図り、畜産物の輸出拡大に資するための会議開催、輸出相談窓口の設置、畜産物輸出に関する情報提供や理解醸成、輸出先国における飼養管理技術等の調査等の取組を実施するものであること。	第2条第3項各号に掲げる団体	会議、研修会等開催費 (会議費、会場借上料、旅費、謝金、資料作成費等) 理解醸成等関係資料作成費 (資料作成費、印刷費、通信運搬費、原稿料等) 先進事例調査費 (旅費、原稿料、印刷費、通信運搬費等) 輸出相談窓口設置運営費 (会議費、会場借上料、旅費、謝金、資料作成費、通信運搬費等) 推進事務費 (技術料、アルバイト賃金、消耗品費、通信運搬費等)	定 額 定 額 定 額 定 額 定 額	令和6年度 から3年間 以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り

V その他畜産振興事業 鶏卵流通レジリエンス強化促進

畜産振興課(R8)

要 件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
鶏卵の安定供給を図るため、供給体制の再構築に向けた検討会の開催や鶏卵の需要を緊急的に回復させるためのプロモーション等を実施するものであること。	第 2 条第 3 項各号に掲げる団体	会議等開催費 (会場借上料、旅費、諸謝金等) 広報資料等作成費 (原稿料、印刷費、通信運搬費等) プロモーション開催費 (会場借上料、メニュー開発費、アンケート実施・分析費、アルバイト賃金等) 推進事務費 (技術料、アルバイト賃金、消耗品費、通信運搬費等)	定 額 定 額 定 額 定 額	令和 6 年度 から 3 年間 以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表 2 に記載の通り	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表 2 に記載の通り	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表 2 に記載の通り

V その他畜産振興事業 新技術を活かした次世代畜産技術者育成推進実証

畜産振興課(R8)

要 件	事業実施 主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
ゲノミック評価などの新技術を活用できる次世代畜産技術者の育成を図るために、農業高校等で管理されている牛のゲノミック評価を行い、その結果を基に計画交配案を作成し生まれた産子の生後早期のゲノミック評価を実施するとともに、生産者との意見交換等を行うものであること。	第2条第3項各号に掲げる団体	会議等開催費 (会場借上料、謝金、旅費等) 技術者育成推進費 (遺伝子検査費、ゲノミック評価費、凍結精液費、登録費等) 推進事務費 (技術料、アルバイト賃金、消耗品費、通信運搬費等)	定 額 定 額 定 額	令和6年度 から3年間 以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り

V その他畜産振興事業 低評価蜂蜜の新規用途開発

畜産振興課(R8)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
国内における低評価蜂蜜の市場流通等の調査、蜂蜜中の花粉、糖類、香り成分等の分析、国際養蜂会議が主催する養蜂コンテストへの国産蜂蜜の出品、低評価国産蜂蜜の新規用途開発、料理セミナーの開催、街頭やイベント会場等での普及・効果測定等を通じ、低評価国産蜂蜜の販売価格を向上させ、もって養蜂家の経営の安定化を図る取組であること。	第2条第3項各号に掲げる団体	蜂蜜市場流通等調査費(現地調査旅費等) 蜂蜜分析等費(糖類・蜜源植物の地理的起源等の分析費、国際養蜂会議出品用蜂蜜の事前分析費、香り成分等分析費等) 国際養蜂会議への出席費(現地調査旅費、蜂蜜出品代等) 低評価国産蜂蜜新規用途開発費(料理レシピ開発費、材料料、試作費、料理レシピ冊子・動画作成費等) 低評価国産蜂蜜を使用した料理セミナーの開催費 低評価国産蜂蜜を使用した菓子サンプルの作成・配布等費 推進事務費(技術料、消耗品費、通信運搬費等)	定額 定額 定額 定額 定額 定額 定額	令和7年度から2年間以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり

V その他畜産振興事業 畜産農場における生産工程管理等高度化促進

畜産振興課(R8)

要件	事業実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	選定申請書添付書類	完了報告書添付書類	帳簿等保管書類
<p>ア 今後の生産工程管理高度化に向けて、海外における認証制度の実態、これまでの農場HACCP認証及び畜産GAP認証の検証を踏まえた今後の畜産分野における認証制度の在り方を検討し、国内外に求められる認証制度を確立するための検討会、認証制度の高度化に向けた普及啓発説明会等を実施・運営する取組であること。</p> <p>イ 生産工程管理に係る認証畜産物に対する消費者・実需者からの理解や支援の拡大を図るため、高度な生産工程管理に係る認証等の取得に意向のある農場等の認証取得を支援する取組であること。</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	<p>生産工程管理高度化に向けた検討費 (会議費、会場借上料、謝金、旅費、役務費等)</p> <p>認証制度の高度化に向けた普及啓発費 (旅費、謝金、会場借上料等)</p> <p>認証取得支援費 (初回認証取得等審査料、審査旅費等の1/2相当、指導受講料、旅費、会場借上料等)</p> <p>推進事務費 (技術料、アルバイト賃金、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	令和7年度から3年間以内	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) ・事業の実施状況の概要(認証取得支援にあっては、認証を取得したことが分かる資料又は認証取得に向けて取り組んでいる旨が分かる資料</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり</p>

V その他畜産振興事業 産業動物獣医師魅力発信普及

畜産振興課(R8)

要 件	事業 実施 主体	補助の対象	補助率 等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
地方を含む幅広い地域の高校生及び保護者等を対象に、進学説明会やオープンキャンパス等において、産業動物獣医師の仕事の重要性・魅力に関する情報発信を実施すること。	第2条 第3項 各号に 掲げる 団体	検討会議開催費（会場借上料、旅費、謝金等） 広報等活動費（企画費、広告・イベント実施費、調査分析費等） 推進事務費（技術料、消耗品費、通信運搬費等）	定 額 定 額 定 額	令和8年度から 3年間以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり

V その他畜産振興事業 畜産物の適正な価格形成に向けた理解醸成

畜産振興課(R8)

要 件	事業 実施主体	補助の対象	補助率等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
畜産物の適正な価格形成に向けた消費者の理解醸成のため、新聞、テレビ、Web、店頭、イベント等の各種媒体を活用した効果的な広報・情報発信を実施するとともに、適正な価格形成に関する意識調査を行うものであること。	第2条 第3項 各号に 掲げる 団体	検討会議開催費 (会場借料、委員旅費、謝金、資料作成費等) 広報等活動費 (企画・制作費、掲載料、出稿料、出展料、調査分析費等) 推進事務費 (技術料、消耗品費、通信運搬費等)	定 額 定 額 定 額	令和8年度 から2年間 以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり

V その他畜産振興事業 地域畜産フェア拡大推進

畜産振興課(R8)

要 件	事業 実施 主体	補助の対象	補助率 等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
一般消費者に対して地域畜産物や畜産業への理解を深めること、及び地方競馬の畜産振興等への貢献を周知することを目的として、全国各地域の各種施設等において、イベントや交流会等に参加もしくは実施すること。	第2条 第3項 各号に 掲げる 団体	(ア) 説明会開催費 (イ) 競馬・畜産普及啓発費 (ウ) 推進事務費 (アルバイト賃金、旅費、会議費、会場借上料、消耗品費、通信運搬費等)	定 額 定 額 定 額	令和7年度から 3年間以内	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり	(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり

V その他畜産振興事業 地域の特性を踏まえた効果的な暑熱対策検証

畜産振興課(R8)

要 件	事業実施 主体	補助の対象	補助率 等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
<p>ア 酪農経営における暑熱対策について、気候条件が異なる各地域や、多様な経営体における効果的な方策を検証するため、次世代太陽電池等を活用した電気料金の抑制方策も含めたモデル実証等を支援する取組であること。</p> <p>イ モデル実証の結果について生産現場への定着を図る取組を実施すること。</p>	第 2 条第 3 項各号に掲げる団体	<p>調査推進事務費 (会場借料、旅費、調査費等)</p> <p>モデル実証費 (機械装置導入経費等の 1/2 相当)</p> <p>推進事務費 (技術料、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p>	令和 8 年度から 3 年間以内	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表 2 に記載の通り</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表 2 に記載の通り</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表 2 に記載の通り</p>

V その他畜産振興事業 低利用資源を活用した家畜排せつ物堆肥化技術調査普及

畜産振興課(R8)

要 件	事業実施 主体	補助の対象	補助率 等	補助事業の 実施期間	選定申請書 添 付 書 類	完了報告書 添 付 書 類	帳 簿 等 保管書類
<p>家畜排せつ物を堆肥化する際、発酵をスムーズに進行させるための調整資材(副資材)について、有用性や安価な供給が見込まれるもの、副資材として広く利用されるには至っていないものについて、その利用実態、利用上の課題及び対応策を調査し、副資材としての有用性の検討・実証を行うものであること。</p> <p>また、これらの情報を基に当該資材についての利用マニュアルの作成・配布、技術普及のための説明会等を実施するものであること。</p>	第2条第3項各号に掲げる団体	<p>低利用資源の活用実態調査費 (旅費、技術料、分析費等)</p> <p>課題分析・調査費 (旅費、機械リース料、技術料、分析費等)</p> <p>堆肥化及び栽培実証費 (旅費、機械リース料、技術料、分析費、堆肥化実証管理費、栽培実証委託費等)</p> <p>普及費 (旅費、技術料、原稿料、印刷費、会場借料、謝金等)</p> <p>推進委員会開催費 (旅費、謝金等)</p> <p>推進事務費 (技術料、消耗品費、通信運搬費等)</p>	<p>定 額</p> <p>定 額 (機械リースについては定率2/3以内)</p> <p>定 額 (機械リースについては定率2/3以内)</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p>	<p>令和8年度から3年間以内</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり</p> <p>(機械施設設置に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の(イ)、(エ)</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり</p> <p>(機械施設設置に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載の通り</p> <p>(当該事業に必要な添付書類) リースを利用して導入した場合は、 ・リース契約書(写) ・公募要領で定められた事業期間中にリース契約を変更した場合は、当初のリース契約書(写)に加え、変更後のリース契約書(写) ・リース料の領収書(未払い分については請求書)の写し)</p>	<p>(全事業に共通するもの) 畜産振興事業補助実施細則別表2に記載のとおり</p> <p>(当該事業に必要な保管書類) ・機器の利用実績</p>

申請書・完了報告書添付書類について
・機械器具等の配置図は、既設のもの又は補助申請施設と同時に設置(予定)のものの若しくは今後設置(予定)のもののすべてについて記載するものとし、それぞれの距離等が明らかになるように作成すること。